

第2次加須市国土強靱化地域計画

令和8年3月

加 須 市

はじめに

近年、日本各地において局地的豪雨や大雪、大型台風、地震等の大規模自然災害が頻発し、また激甚化しております。

本市はこれまで大規模な災害発生が少なく、比較的安全な市と言われておりましたが、令和元年10月の令和元年東日本台風（台風第19号）では、関東甲信地方や東北地方で大雨による河川の氾濫などにより未曾有の大災害となり、市内では、幸いにして大きな被害はなかったものの、本市では初となる「避難準備・高齢者等避難開始」、続いて「避難指示（緊急）」を発令し、避難所には最大で約9,500人の方が避難するなど、これまでにない緊迫した事態となりました。

今後、地球温暖化等の気候変動による台風の大型化や、局所的短時間豪雨等の頻発化、さらには首都直下地震や茨城県南部地震等巨大地震の発生が懸念されています。

このような中、国においては、東日本大震災を教訓とし、平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」を施行し、また平成26年6月には、基本法第10条の規定に基づき、「国土強靱化基本計画」が策定するなど、大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させるため、国土強靱化に関する施策を推進しています。

また、埼玉県では、基本計画との調和を図りながら、平成29年3月に「埼玉県地域強靱化計画」を策定しました。

本市でも、東日本大震災や令和元年東日本台風（台風第19号）等の教訓を踏まえ、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、市民の生命・財産及び生活を守るとともに、市民や国、埼玉県、関係機関が一体となり、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた自助・共助・公助で守る安全安心なまちづくりを推進するため、「第2次加須市国土強靱化地域計画」を策定しました。

令和8年3月

加須市長



角田守良

目 次

第1章 本計画の概要

1 地域計画の概要	P3
1-1 策定の趣旨	P3
1-2 国土強靱化とは	P3
1-3 国の動向	P4
1-4 本計画の位置付け	P4
1-5 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性	P5
1-6 計画策定の基本的な進め方	P6
2 本市の概要	P7
2-1 位置・地勢	P7
2-2 人口	P8
2-3 経済の状況	P9
2-4 土地利用	P10
2-5 地勢概況	P11
2-6 気候	P12
2-7 主な河川・用排水路・遊水地の状況	P14
3 過去の災害	P16
3-1 主な既往地震	P16
3-2 主な既往水害	P17

第2章 強靱化の基本的考え方

1 基本理念	P19
2 基本目標	P19
3 事前に備えるべき目標	P19
4 計画期間	P20
5 脆弱性の評価と推進方針	P20
5-1 想定するリスクの設定	P20
5-2 特に甚大な被害が想定される大規模自然災害	P21
5-3 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	P23
5-4 施策分野の設定	P24
5-5 脆弱性の評価と強靱化のための推進方針	P25

第3章 計画の推進と見直し

1 推進体制	P69
2 計画の見直し	P69
3 計画の進捗管理	P69

用語解説	P70
------------	-----

第1章 本計画の概要

1 地域計画の概要

1-1 策定の趣旨

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、平成 26 年 6 月には、国の国土強靱化に係る国の他の計画の指針となる国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が定められました。

基本法第 13 条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定められています。

加須市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）は、この規定に基づき、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全安心を守るよう備えることを目的としています。

1-2 国土強靱化とは

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

■ 国の国土強靱化の理念

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進する。

1-3 国の動向

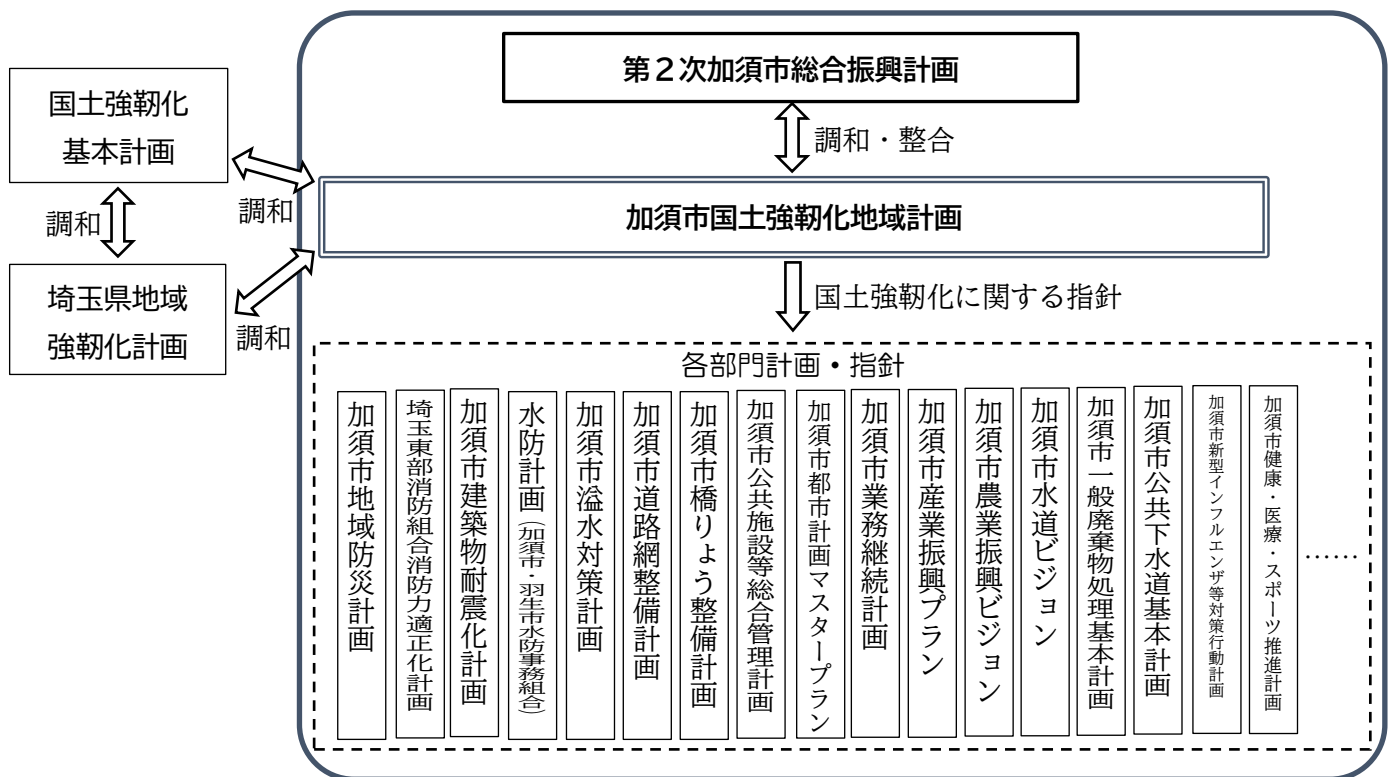
東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする基本法が平成 25 年 12 月に公布・施行されました。これを受けて、平成 26 年 6 月に国は基本計画を策定しました。その後も台風や豪雨等の被害が頻発化、激甚化しており、こうした状況や教訓を踏まえて、平成 30 年 12 月には基本計画の見直しを行いました。その後、中長期的な見直しに基づき、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するため、令和 5 年 6 月に法改正が行われ、同 7 月に新たな基本計画を閣議決定しました。

1-4 本計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

また、本計画は国及び埼玉県の国土強靱化計画と調和を保ち、本市の総合的な行政計画である「第 2 次加須市総合振興計画」との調和と整合性を図るとともに、個別計画等の国土強靱化に係る指針となるものです。

■ 国土強靱化地域計画と関連計画の位置づけ



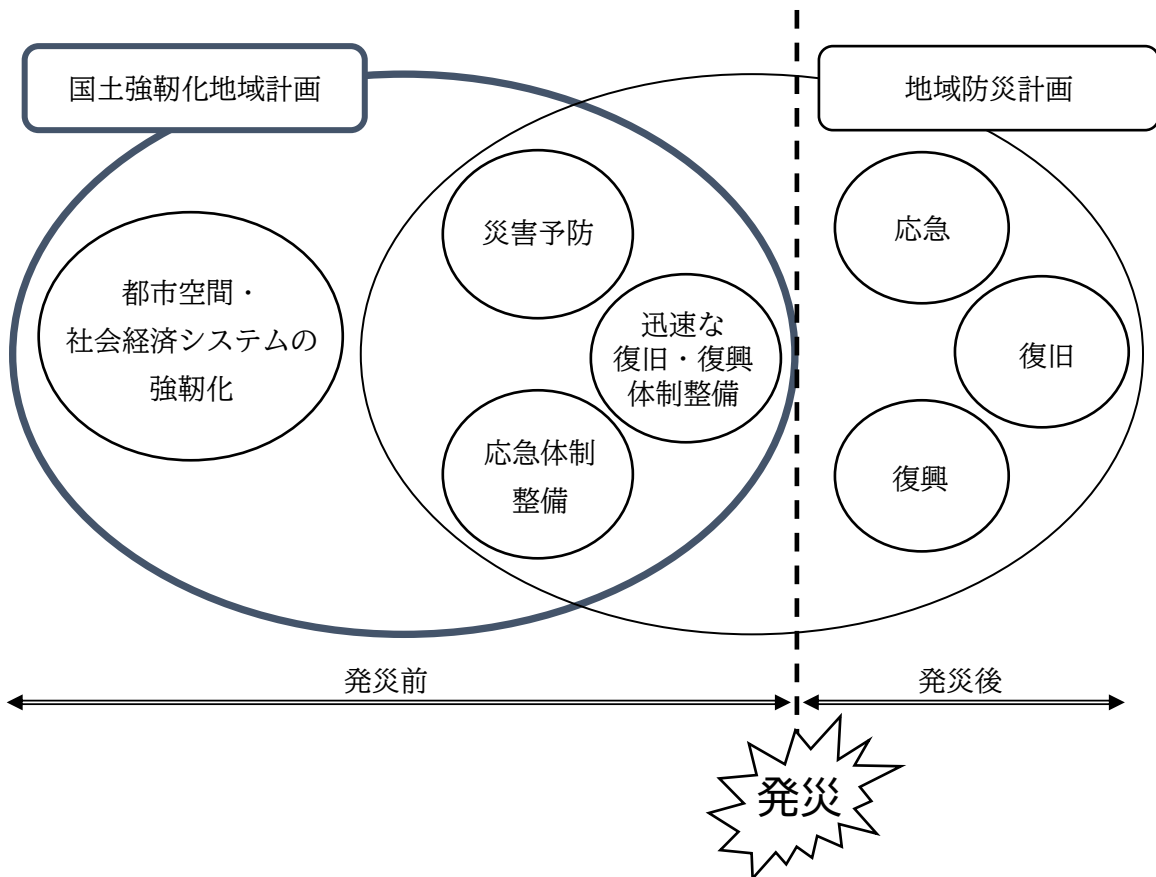
1-5 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性

本市の防災対策を定めた計画としては、災害対策基本法に基づいて策定された「加須市地域防災計画」があり、震災、風水害等の災害リスク毎に応急対策、復旧対策について実施すべき事項を定めています。

一方、本計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据え、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避けるべく、地域特性を考慮しつつ行政機能や地域社会、地域経済など、都市全体としての強靱化に関する総合的な指針です。

■ 地域防災計画との比較

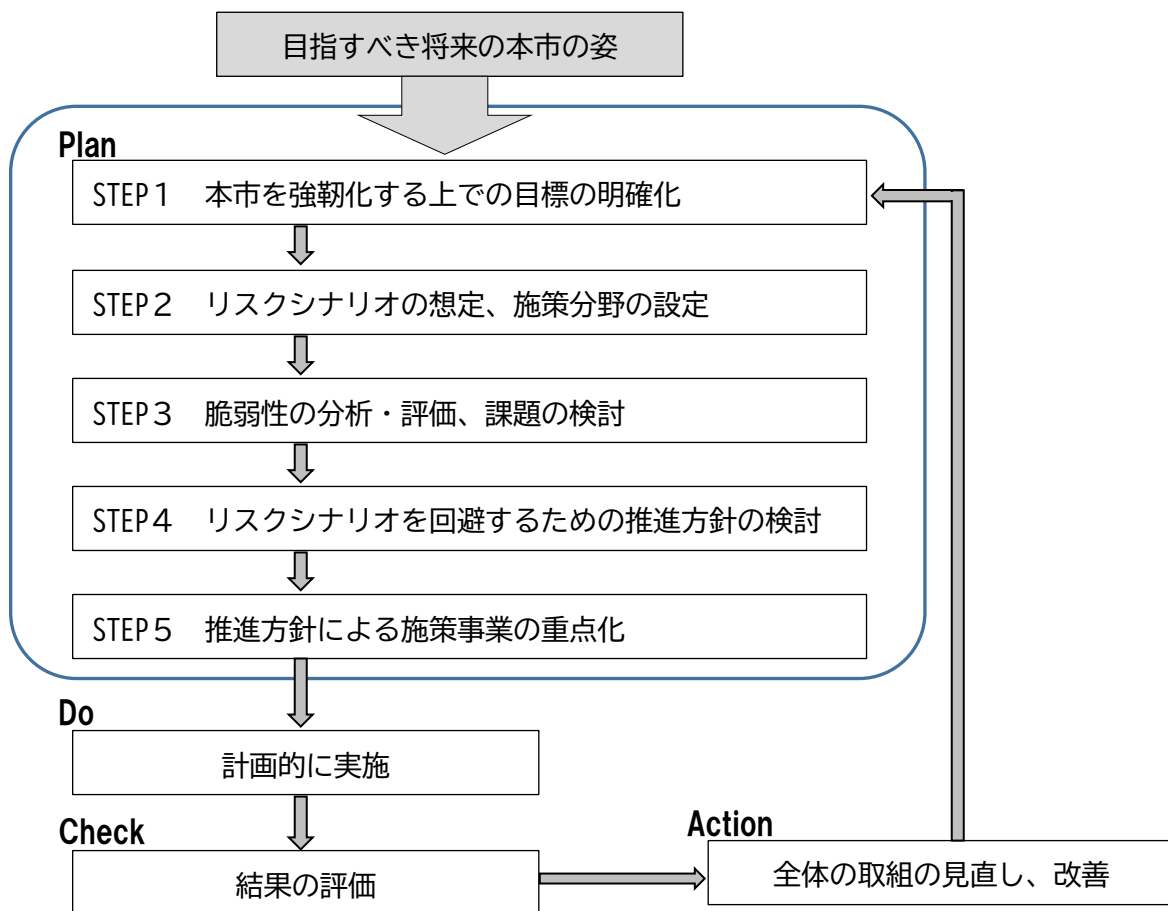
	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討対象	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象区分	発災前	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	予防・応急・復旧対策
施策の重点化	重点化事業を設定	—



1-6 計画策定の基本的な進め方

国土強靱化は、PDCAサイクルにより取組を推進します。本計画は、下図により、本市の強みや弱み等の地域特性を踏まえた、「目指すべき将来の本市の姿」を念頭に置き、災害によって頓挫しないよう強靱化の取組を進めます。

■ 計画策定のPDCAサイクルイメージ図



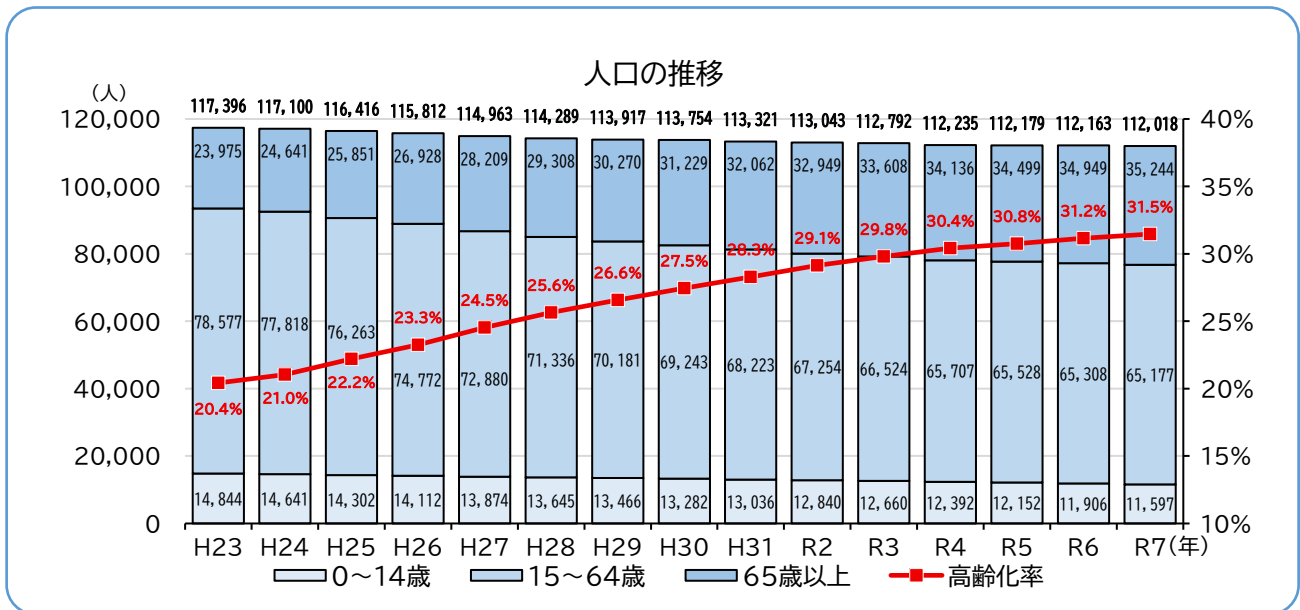
2-2 人口

本市の人口及び世帯数は、令和7年（1月1日現在）の人口が112,018人、世帯数51,289世帯、1世帯当たりの人員が2.18人です。

人口は、合併以降減少傾向で推移しており、合併後の15年間で約5,000人の減少となっていますが、前期基本計画策定時における令和7年の推計人口と比較すると減少は緩やかとなっています。

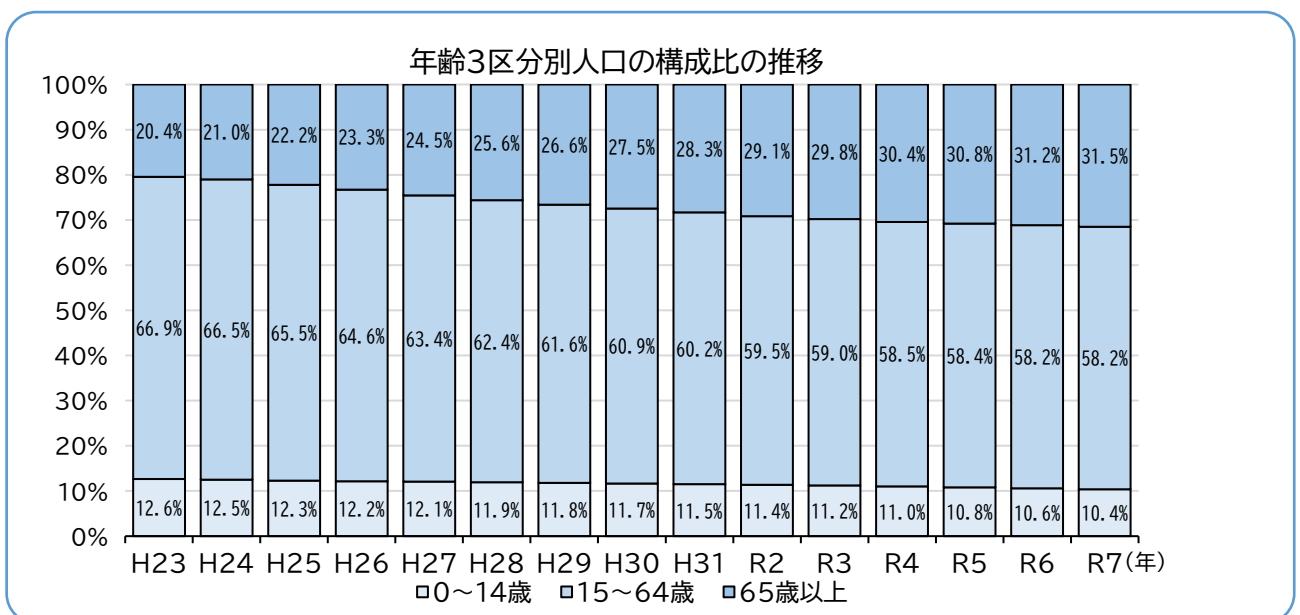
年齢3区分別人口の構成比は、平成23年に14歳以下の年少人口が12.6%、65歳以上の高齢者人口が20.4%でしたが、令和7年には年少人口が10.4%、高齢者人口が31.5%となり、少子高齢化が急速に進展しています。

■ 人口の推移



<出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）>

■ 年齢3区分別人口の構成比の推移



<出典：各年1月1日現在の住民基本台帳（市民課）>

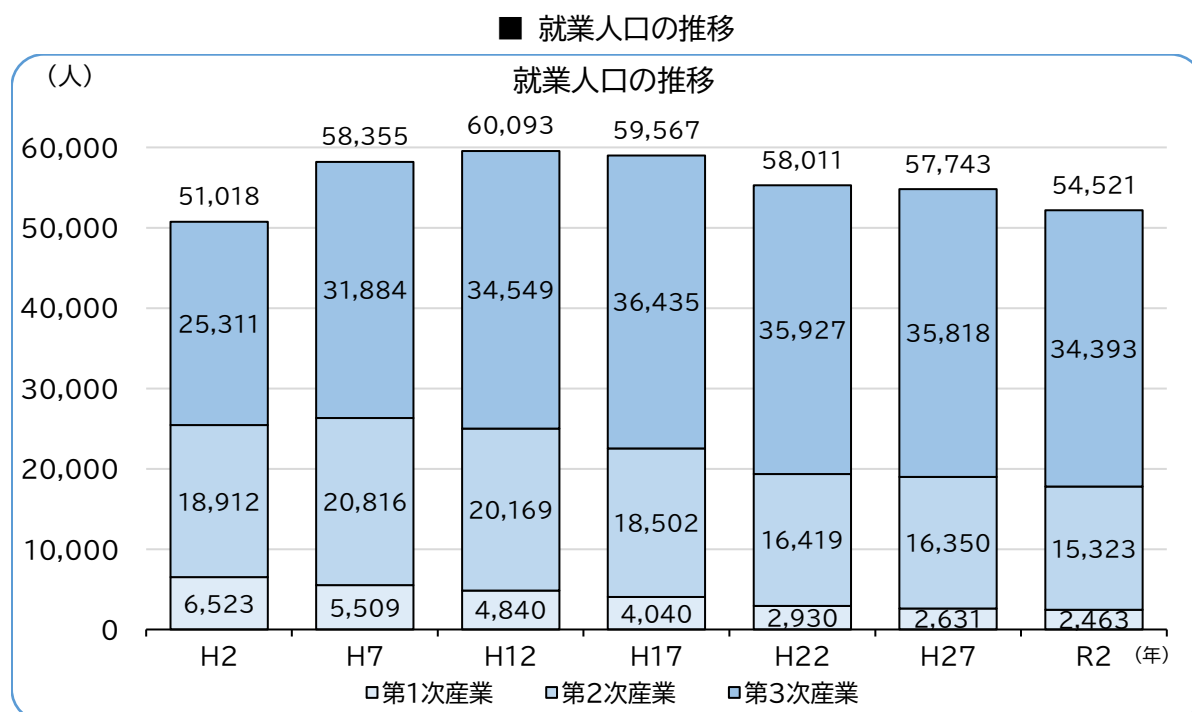
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とはなりません。

2-3 経済の状況

本市の就業人口（国勢調査）は、平成2年以降、増加傾向にありましたが、平成12年の60,093人をピークに減少し、令和2年は54,521人となっています。

就業者の内訳では、第1次産業（農業など）は、平成2年には6,523人でしたが令和2年には2,643人にまで減少し、この間で約6割減少しています。第2次産業（製造業など）では、平成7年には20,816人でしたが、令和2年には15,323人にまで減少し、ピーク時と比較して約4分の3に減少しています。第3次産業（商業など）では、平成17年の36,435人をピークに令和2年には34,393人と減少に転じています。

こうした就業人口の減少は、産業構造の変化とともに、少子化に伴う人口減少による生産年齢人口15歳～64歳の減少や高齢化の進展が大きく関わってきていると言えます。



<出典：国勢調査>（総数には分類不能を含みます。）

※H2～H17の値は、合併前の1市3町の値を合算したものの

産業の特徴については、第1次産業では、農林水産省の「わがマチ・わがムラランキング」によると水稲作付面積4,560ha、水稲収穫量22,100tは、いずれも埼玉県内第1位（令和6年現在）となっています。

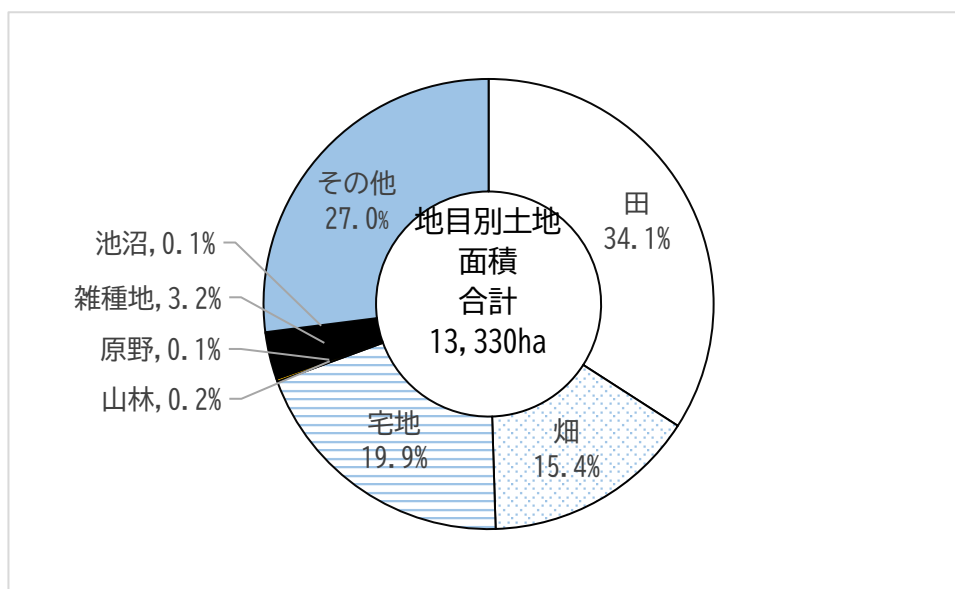
第2次産業では、交通の利便性が良いことから、市内には11箇所の工業団地があり、約260社が立地しています。市内全域では、特に大規模な製造業の工場である特定工場が、埼玉県内で最多の90社立地しています。

第3次産業では、市内総生産額（令和4年）を産業別でみると、第3次産業の割合が約58%で最も多くなっています。次いで第2次産業が約40%で、第2次・第3次産業で市内総生産額のほとんどを占めています。

2-4 土地利用

本市の土地利用は令和7年1月1日現在で、田が34.1%、畑が15.4%であり、田畑を合わせると49.5%となります。田・畑については本市の自然環境において大きな割合を占めています。

■ 地目別土地面積



■ 地目別土地面積 (単位: ha)

田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	池沼	その他	合計
4,548	2,058	2,646	26	8	428	17	3,599	13,330

資料：税務課「固定資産概要調書」

2-5 地勢概況

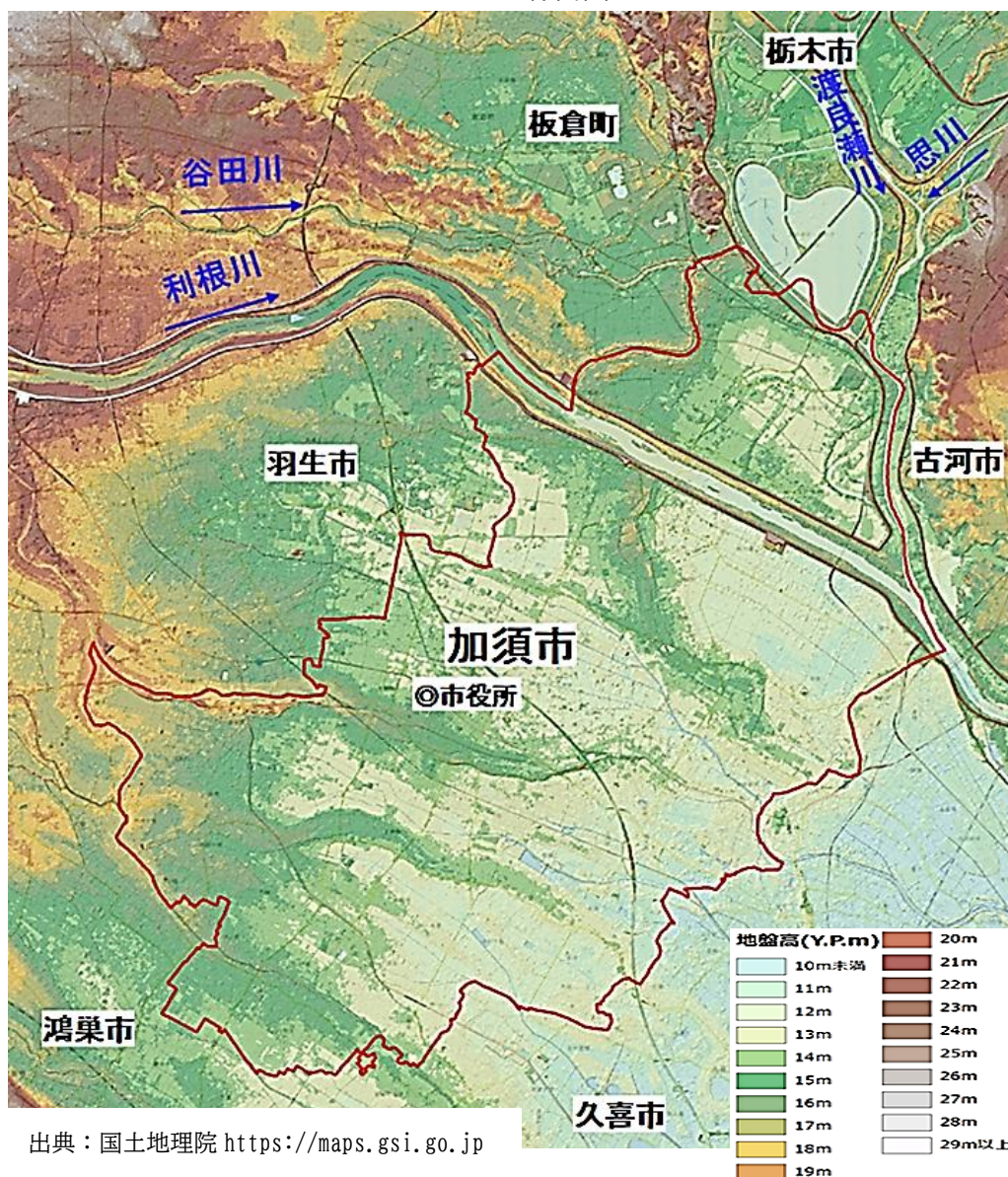
本市は、埼玉県北東部を中心とする巨大な盆地状の構造(関東構造盆地)の中心部に位置し、本市の大部分は加須低地であり、一部は中川低地となっています。加須低地は、数百万年前から河川沈降が続き、地下に開析谷を伴う埋没ローム台地の存在が特徴的です。表層は、河川のはん濫による土砂が堆積した自然堤防や河畔砂丘等の微高地、それに伴う後背湿地からなる平坦な地形となっています。

関東平野中心部の基盤岩は、深度 3km 以上と著しく深く、関東構造盆地運動により長周期地震動の影響を受け易いほか、埋没台地の谷や旧河道、後背湿地では沖積層が厚く発達していることから、地震動の増幅により揺れ易い条件にあります。また、低地部は河成堆積物の砂質土層が厚く堆積し、地下水位も高いため、主に埋立地や高さの低い自然堤防で地盤の液状化が懸念されます。

地形としては、海拔(令和6年水準測量成果表)は最高15.657m、最低9.652m、高低差6mほどの平坦地ですが、埋没台地や自然堤防等に起因する微高地、河畔砂丘、後背湿地、あるいは古流跡など複雑な微地形が存在し、外水・内水による水害の危険を常にはらんでいます。

また、特に、本市の北川辺地域は、利根川と渡良瀬川に挟まれる、いわゆる「輪中」という地理的条件にあり、この両河川の堤防が決壊すれば5m以上の浸水が予想されます。

■ 標高図



出典：国土地理院 <https://maps.gsi.go.jp>

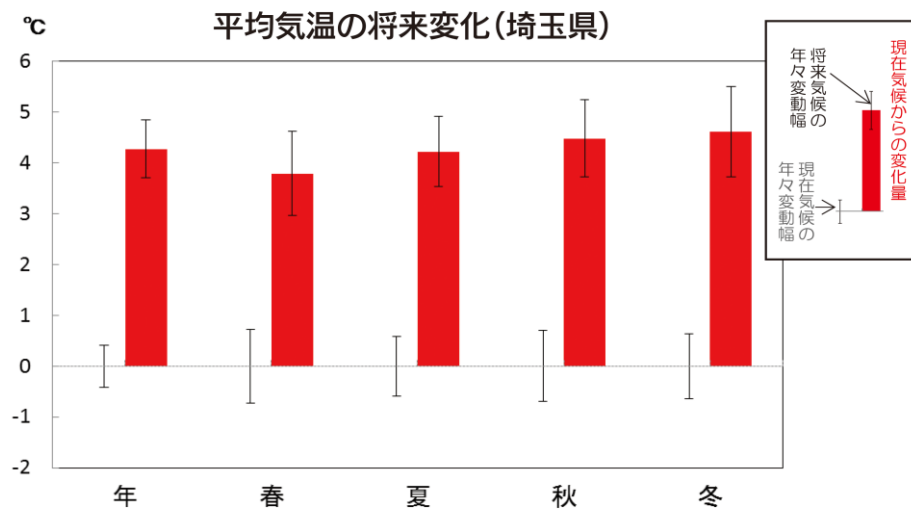
2-6 気候

本市は、太平洋側気候に属する内陸性の気候で、平成30年の年間平均気温は約16℃、年間平均降水量は約1,000mmです。冬は、北西の季節風が強く空気が乾燥し、夏は、日中かなりの高温になり、雷雨が発生する一方、全国でも晴天の日が非常に多いことも特徴です。

(1) 平均気温

埼玉県では、最も気候変動が進んだ場合（気候予測シナリオ（RCP8.5シナリオ）、21世紀末（2076年～2095年）には20世紀末（1980年～1999年）よりも年平均気温が約4℃高くなると予測されています。

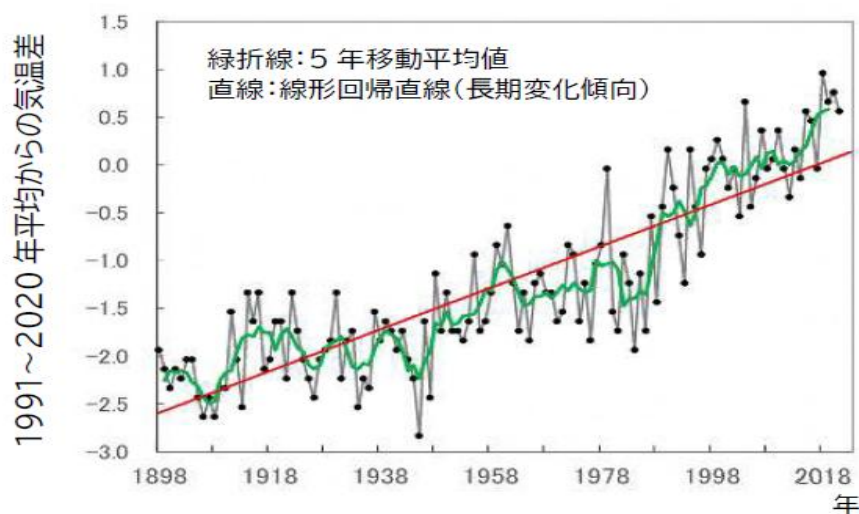
■ 埼玉県の平均気温の将来変化



(出典) 埼玉県21世紀末の気候 (熊谷地方気象台)

熊谷地方気象台のデータによると、1898年から2021年までの気温上昇率は100年に換算し2.19℃となり日本の平均気温の上昇率1.28℃/100年より高くなっています。

■ 県内の平均気温の推移 (熊谷地方気象台)

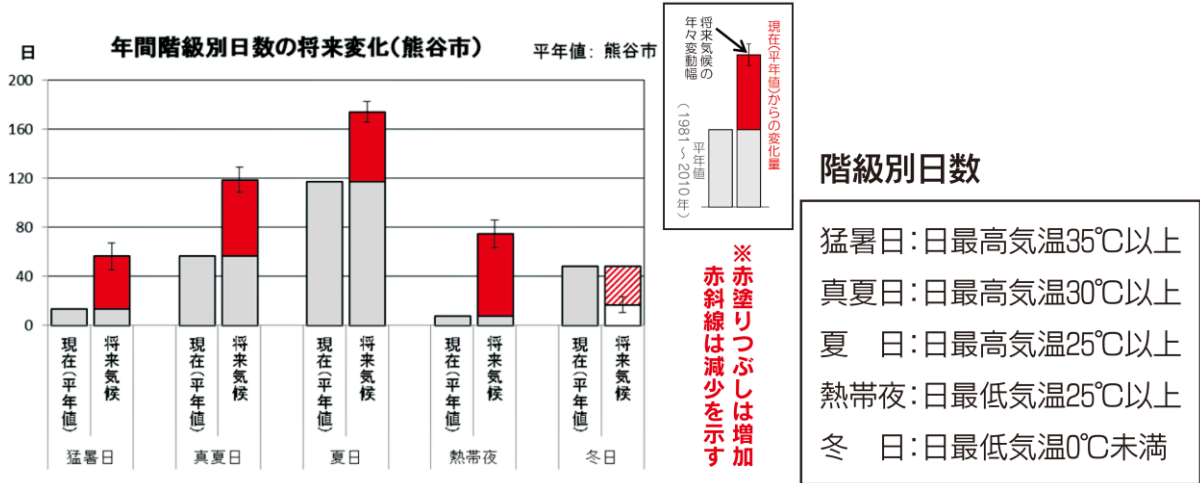


資料：「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正版」（令和5年3月、埼玉県）

(2) 真夏日・猛暑日

地方気象台のある熊谷市では、猛暑日が100年間で年間約40日増加すると予測されています。また、真夏日も約70日増加すると予測されています。

■ 年間階級別日数の将来変化 (熊谷地方気象台)

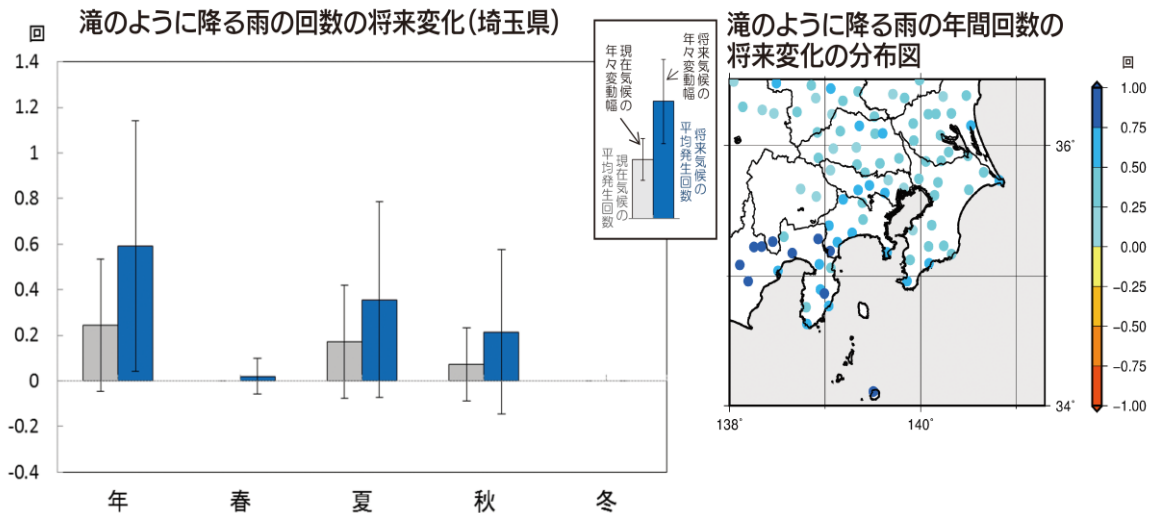


(出典) 埼玉県21世紀末の気候 (熊谷地方気象台)

(3) 年降水量

埼玉県では滝のように降る雨 (1時間降水量50mm以上) の発生が100年で約2倍以上になることが予測されています。

■ 滝のように降る雨の回数の将来変化 (埼玉県)



(出典) 埼玉県21世紀末の気候 (熊谷地方気象台)

2-7 主な河川・用排水路・遊水地の状況

(1) 利根川

市内を東西に流れる一級河川であり、群馬県・大水上山を源として関東地方を北から東へ流れ、太平洋に注いでいます。河川の規模は日本最大級で日本三大河川の一つです。

(2) 渡良瀬川

群馬・栃木の県境に源を発し、いくつもの溪流を合わせながら、加須市で利根川本流へと注いでおり、流域面積 2,602km²、流路延長 107.6km の利根川水系最大の支川です。

(3) 中川

羽生市西部に源を発し、県北東部の 5 市 6 町を流下して、東京湾まで通じている一級河川です。中川流域は、利根川、江戸川及び旧利根川流路後の大規模な自然堤防に囲まれた沖積低平地でいくつかの低地集団からなっています。

(4) 午の堀川

羽生市に源を発し、流域は、手子堀川と中川の支川である会の川に挟まれた紡錘形状をしており、流域の大半が沖積低平地で占められています。

(5) 手子堀川

羽生市に源を発し、流域は、中川と午ノ堀川に挟まれた細長い形状をしており、大半が沖積低地で占められ、多くが水田として利用されています。

(6) 青毛堀川

加須市に源を発し、流域は、半分が水田として利用されており、これらは自然の遊水地として大きな役割を果たしていましたが、近年急激に都市化が進み、開発による流域の土地利用形態の変化に伴い流出形態も変化しています。

また市内には、青毛堀川の洪水を調節するための花崎多目的遊水地が整備され、洪水被害を軽減しています。

(7) 旧川

渡良瀬川の旧本流であり、堤防の改修により現在の三日月の形態になりました。北川辺地域内の全ての排水の流末であり、北川辺排水機場を通り、渡良瀬川に合流します。

(8) 会の川

羽生市に源を発し、加須市の市街地を通過し、加須市南篠崎で葛西用水路に合流する土地改良区が管理する農業用水路です。葛西用水路から下流は、葛西用水路副水路を経て一級河川中川に合流します。

本来の目的である農業用水の供給のほか、市街地に貴重な潤いとふれあいの空間を提供するとともに、市街地の雨水排水を担っており、治水上重要な河川です。

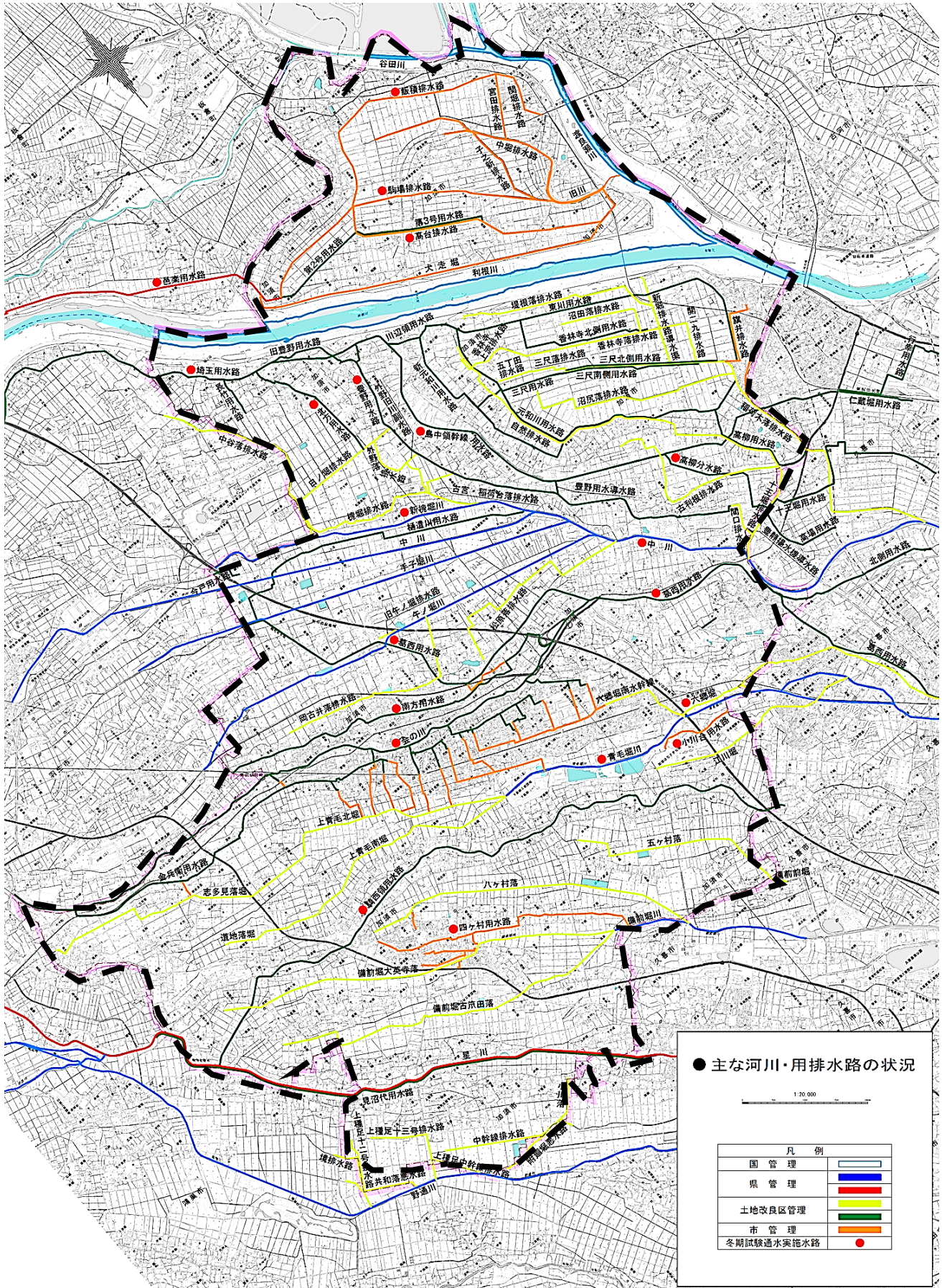
(9) 備前堀川

加須市に源を発し、途中、八ヶ村落、江面落川を合流し、大落古利根川に合流します。

(10) 渡良瀬遊水地

栃木県の南端に位置し、栃木・群馬・埼玉・茨城の 4 県にまたがる面積 33km²、総貯水量 1 億 7,000 万 m³ の我が国最大の遊水地であり、本州最大のヨシ原を主体とする湿地で、治水・利水を目的に整備されました。

■ 主な河川・用排水路・遊水地の状況



3 過去の災害

3-1 主な既往地震

県内では、過去も地震による大きな被害を受けています。その中でも大きな被害をもたらした地震としては、1855（安政2）年の安政江戸地震（M6.9）、1923（大正12）年の関東大震災（M7.9）、1931（昭和6）年の西埼玉地震（M6.9）、2011（平成23）年東日本大震災（M9.0）があげられます。市内では、近年の地震で被害規模が大きいものとしては、以下があげられます。

(1) 関東大震災（南関東地震）・大正12(1923)年9月1日11時58分

神奈川県及び東京府（現：東京都）を中心に隣接する茨城県・千葉県から静岡県東部までの内陸と沿岸に及ぶ広い範囲に甚大な被害をもたらしました。

被害等の状況	
M7.9。震源は伊豆大島東方。フィリピン海プレートが北米プレートの下に沈み込む際の海溝型地震	
埼玉県の被害	：死者 316人、行方不明者 95人、負傷者 497人、 家屋全壊 9,268戸、半壊 7,577戸
旧加須市の被害	：死傷者 31人、全壊 129戸、半壊 58戸
旧騎西町の被害	：死傷者 2人、全壊 67戸、半壊 158戸、
旧大利根町の被害	：全壊 171戸
	※旧北川辺町：記録なし

出典：加須市史、騎西町史、大利根町史

(2) 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）・平成23(2011)年3月11日14時46分

東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う福島第一原子力発電所事故による災害で、東日本各地での大きな揺れや、大津波、火災等により、12都道県で2万2000人余の死者（震災関連死を含む）・行方不明者が発生し、これは明治以降の日本の地震被害としては関東大震災、明治三陸地震に次ぐ規模となりました。

被害等の状況	
M9.0。震源域は東北地方の三陸沖から関東地方にかけての太平洋沖の幅約200km、長さ約500km。太平洋プレートが北米プレートの下に沈み込む際の海溝型地震。	
加須市の震度：5強（加須5.2 騎西5.2 北川辺5.1 大利根5.4）	
加須市の被害：	人的被害軽症 3人
	火災発生 2件
	家屋の損壊 3,463棟
	道路の損壊 62箇所
	水路の損壊 30箇所
	農業施設（パイプライン等）の損壊 54箇所
	液状化現象 道路49箇所、水路27箇所、農地34.9ha

3-2 主な既往水害

(1) カスリーン台風（台風第9号）・昭和22(1947)年9月15日

本市においては、昭和22年9月15日関東地方を襲ったカスリーン台風による被害が最も甚大です。

カスリーン台風の影響により河川は増水し、旧北川辺町では15日午後9時ごろには堤防の上から水が溢れはじめ、16日午前零時15分に大音響とともに、渡良瀬川右岸の三国橋近くの堤防が約380m決壊したのをはじめ、旧大利根町大字新川通地内の利根川右岸134km付近で約340mに渡って決壊（16日午前零時20分頃）しました。

他にも荒川が熊谷市久下地内で100m決壊するなど、県内の124箇所ですべて堤防が決壊しました。

利根川の氾濫流は古利根川沿いに流下し埼玉県南部から東京に達し、氾濫面積約440km²におよぶ甚大な被害をもたらしました。

旧大利根町の浸水深は新川通、砂原、十軒等において4.8mに達し、湛水も2か月を超える箇所もありました。また、旧北川辺町については、川辺村で約5.5m、旧利島村の低地部で6.4m、高地部でも約4.0mに達しました。

被害等の状況	
埼玉県の被害	：死者 316人、行方不明者 95人、負傷者 497人、 全壊 9,268戸、半壊 7,577戸
旧加須市の被害	：負傷者 80人、流破壊 5戸、全壊 2戸、半壊 31戸、 床上浸水 2,352戸、床下浸水 471戸
旧騎西町の被害	：床上浸水 2戸、床下浸水 55戸
旧北川辺町の被害	：死者 10人、負傷者 37人、流破壊 47戸、全壊 191戸、 半壊 459戸、床上浸水 763戸
旧大利根町の被害	：死者 12人、負傷者 670人、流破壊 133戸、全壊 206戸、 半壊 450戸、床上浸水 1,432戸、床下浸水 9戸

出典：『中川水系 人文 中川水系総合調査報告書2』『昭和二十二年九月埼玉県水害誌』

(2) 台風第26号・昭和41(1966)年9月25日

25日0時御前崎に上陸、同日2時過ぎ秩父地方を通過して北上し、東北地方から三陸沖に抜けました。

被害等の状況	
旧騎西町の被害	：家屋の破壊 1,250戸、 死傷者 4人 田畑の被害 1,713ha、 農作物等の被害総額 4億5千万円。玉敷神社の藤棚が倒壊。

※災害救助法を適用

出典：騎西町史

(3) 令和元年東日本台風（台風第19号）・令和元(2019)年10月12日

令和元年10月に発生した台風第19号は、関東甲信及び東北地方を中心に未曾有の大災害をもたらしました。埼玉県北東部に位置する加須市においては甚大な被害はなかったものの、利根川の水位が深夜に急上昇し、市では初めての「避難指示（緊急）」を発令するなど、これまでにない緊迫した事態となりました。この台風を機に、市では水害対策を大きく見直しています。

市災害対策本部では、12日午後4時20分、荒川の水位上昇のため、騎西地域種足第1区～8区を対象に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。

一方、利根川では水位の急激な上昇により、午後11時に、加須地域の樋遣川地区・大越地区、北川辺地域、大利根地域に対し、翌午前4時に避難勧告を発令する「避難の準備」について周知しました。

しかし、その後も利根川の水位が急激に上昇したため、午前1時に北川辺地域に、午前2時には加須地域の樋遣川地区・大越地区、大利根地域に対し「避難指示（緊急）」を発令しました。

市災害対策本部では、避難情報の発令に伴い、市内外に避難所を開設し、約9,500人が各避難所や公共施設に避難しました。

台風第19号の通過に伴い、加須市では北川辺総合支所で累積雨量207.5ミリを観測し、最大瞬間風速は、加須消防署で28.7メートル（12日午後10時42分）を観測しました。

被害等の状況

道路冠水：53箇所

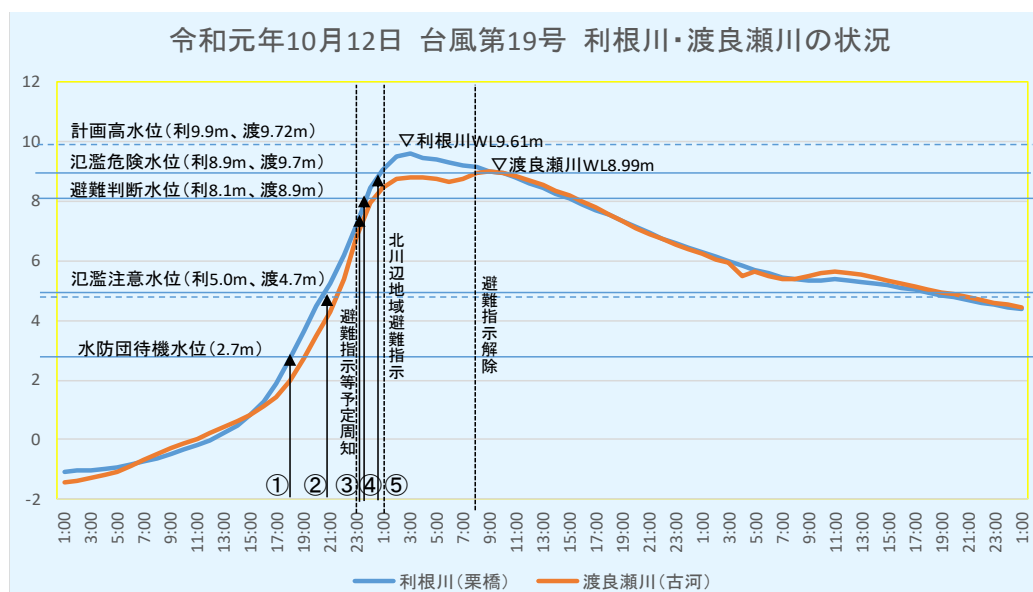
避難所：合計 44箇所

- ・広域避難所 市内 12箇所、市外(県外) 4箇所 計 16カ所
- ・自主避難所 市内 29箇所（広域避難所と兼ねた5箇所含む）
- ・その他、44箇所以外の施設、他市町の避難所等への避難も有り

避難者：9,616人（市が把握している避難者数のみ）

- ・「避難指示（緊急）」発令地区（広域避難者） 8,609人
- ・「避難準備・高齢者等避難開始」発令地区 36人
- ・自主避難者数（全地区） 971人

利根川・渡良瀬川の状況



第2章 強靱化の基本的考え方

1 基本理念

人口減少・少子高齢化や社会資本の老朽化など、社会的リスクへの対応を包含しながら、平常時から「市民」・「事業者」・「行政」が自然災害への危機感を共有し、自然災害に対する備えを充実することにより、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、各々の「主体性」と「連携」を念頭に防災に取り組むことで、最悪な事態に陥ることを避け、市民の生命や財産を守り、産業・経済活動をはじめとした都市活動を維持し、迅速な復旧復興が可能となる強靱で回復力のあるまちを目指すとともに、市民や国、埼玉県、関係機関が一体となり、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた自助・共助・公助で守る安全安心なまちづくり」を目指します。

2 基本目標

本市の将来都市像である「みんなでつくる 元気あふれる 安全・安心・未来のまち 加須」の実現に向け、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、以下の4項目を強靱化への基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた自助・共助・公助で守る安全安心なまちづくり」を推進します。

- 1 市民の人命保護が最大限図られること
- 2 都市活動を支えるインフラなど重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び市民生活を支える公共施設に係る被害の最小化が図られること
- 4 迅速な復旧復興が図られること

3 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定してより具体化し、事前に備えるべき目標を次のとおり設定します。

- 1 人命の保護が最大限図られる
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速・的確に行われる
- 3 必要不可欠な避難場所・行政機能を確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 生活・経済活動に必要な最低限のライフライン等の確保と早期復旧を図る
- 6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できるよう整備する
- 7 協定自治体等の機能・復旧を支援する

4 計画期間

本計画は、「第2次加須市総合振興計画前期基本計画（計画期間：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）」との調和と整合を図るため、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間の計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

5 脆弱性の評価と推進方針

5-1 想定するリスクの設定

本市に発生する災害又は発生が懸念され、多数の生命、身体、財産に危険が伴うリスクは、概ね次に掲げるとおりです。

予想される災害	地域防災計画等の位置付け
<ul style="list-style-type: none">地震災害（建物倒壊、液状化、火災等）火山噴火降灰災害	震災対策編
<ul style="list-style-type: none">台風、集中豪雨災害（河川の氾濫、溢水等）	風水害対策編
<ul style="list-style-type: none">大規模火災危険物等災害放射性物質事故等災害鉄道事故航空機事故大規模道路事故電力施設災害農作物等災害雪害竜巻・突風等災害降ひょう災害	大規模事故等対策編
<ul style="list-style-type: none">新型インフルエンザ等の新感染症	新型インフルエンザ等対策行動計画

5-2 特に甚大な被害が想定される大規模自然災害

本計画では、被害が生じる大規模自然災害のうち、最も甚大な被害をもたらす可能性がある震災と風水害において、「起きてはならない最悪の事態」の発生回避・被害軽減を図るための施策を示すことが必要であることから、市内で発生を想定しうる次の最大規模の災害を想定します。

(1) 想定する震災

本計画で想定する震災については、加須市地域防災計画で想定しているとおり、甚大な被害が懸念される震災として以下の3つの地震がありますが、発生確率が高く切迫している茨城県南部地震とします。

■ 想定する震災

想定地震	M	地震のタイプ	選定理由	発生確率
茨城県南部地震	7.3	プレート境界で発生する地震	首都直下地震として起こる地震の中で、切迫性が高いもの	70%
東京湾北部地震	7.3			
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なもの	0.008%

※ 発生確率とは、今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率

■ 想定地震の断層位置図



出展：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査（平成26年3月 埼玉県）

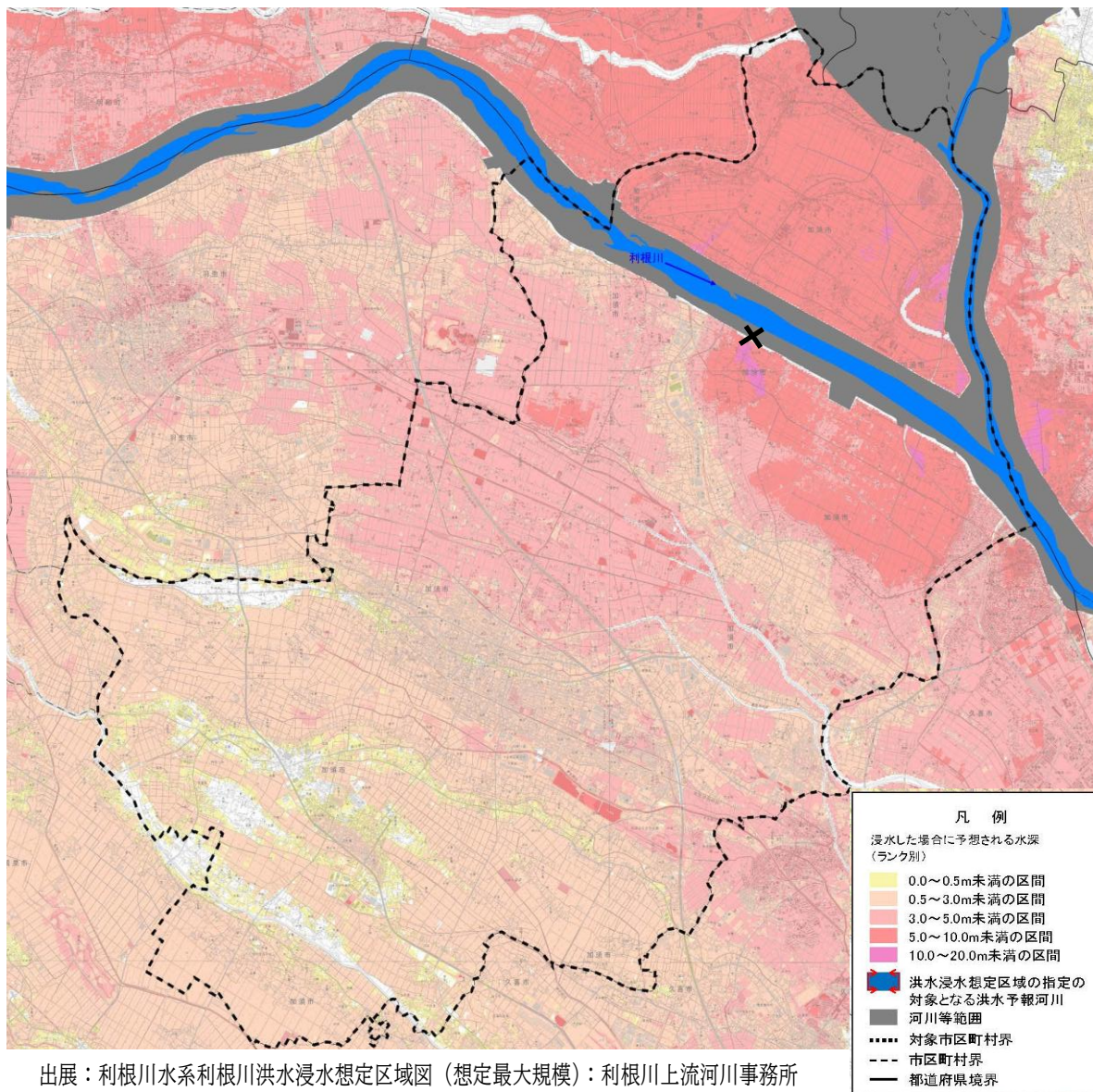
(2) 想定する風水害

本計画で想定する風水害については、加須市地域防災計画で想定しているとおり、甚大な被害が懸念される風水害として、水防法による洪水浸水想定区域に指定されている利根川において、河川整備の目標流量（200年に1度の発生確率の洪水流量）を上回る洪水の可能性があることや、気候変動により大雨の頻度の増加が予測されていることから、1000年に1度の発生確率の洪水流量を対象とした氾濫想定及び被害想定がある首都圏広域氾濫及び渡良瀬貯留型氾濫とします。

■想定する風水害

類型名	想定決壊箇所		浸水面積	浸水区域内人口
首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	利根川右岸 136.0 km	約 530 km ²	約 230 万人
渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先 (利根大堰上流部)	利根川左岸 159.5 km	約 140 km ²	約 10 万人

■浸水想定区域



5-3 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定した上で行うものとされており、本計画においては、本市の地域の特性等を踏まえ、4つの「基本目標」を達成するため、7つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

■「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による建築物等の倒壊等による多数の死傷者の発生
	1-2 火災による多数の死傷者の発生
	1-3 台風や集中豪雨により堤防の越水・決壊による多数の死傷者の発生
	1-4 感染症による健康状態の悪化及び多数の死病者の発生
	1-5 避難路通行不能に伴う逃げ遅れ等による多数の死傷者の発生
	1-6 埼玉大橋における通行支障の影響に伴う避難リスクの増大
2 救助・救急、医療活動等が迅速・的確に行われる	2-1 救助・救急活動等が急激に増加することによる消防機能の絶対的不足
	2-2 医療・福祉の需要が急激に増加することによる医療・福祉機能の麻痺
3 必要不可欠な避難場所・行政機能を確保する	3-1 避難場所が適切に運営できず避難者の生活環境の確保ができない事態
	3-2 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
	4-2 農業の生産力が大幅に低下する事態
5 生活・経済活動に必要最低限のライフライン等の確保と早期復旧を図る	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	5-3 ごみ処理、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止による衛生環境の悪化
6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できるよう整備する	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2 基盤インフラの破損により復旧復興が大幅に遅れる事態
	6-3 長期の広域浸水被害の発生により復旧復興が大幅に遅れる事態
	6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7 協定自治体等の機能・復旧を支援する	7-1 協定自治体等の機能が麻痺・停止とともに、避難者対応等に支障をきたす事態

5-4 施策分野の設定

第2次加須市総合振興計画にて設定した「まちづくりの基本目標」の5つの目標を施策分野として設定しました。

- 1 安全で安心にいきいきと暮らせるまちづくり
- 2 未来へつなぐ人を育むまちづくり
- 3 魅力と活力を生む産業のまちづくり
- 4 豊かな自然と快適な環境のまちづくり
- 5 協働による持続可能なまちづくり

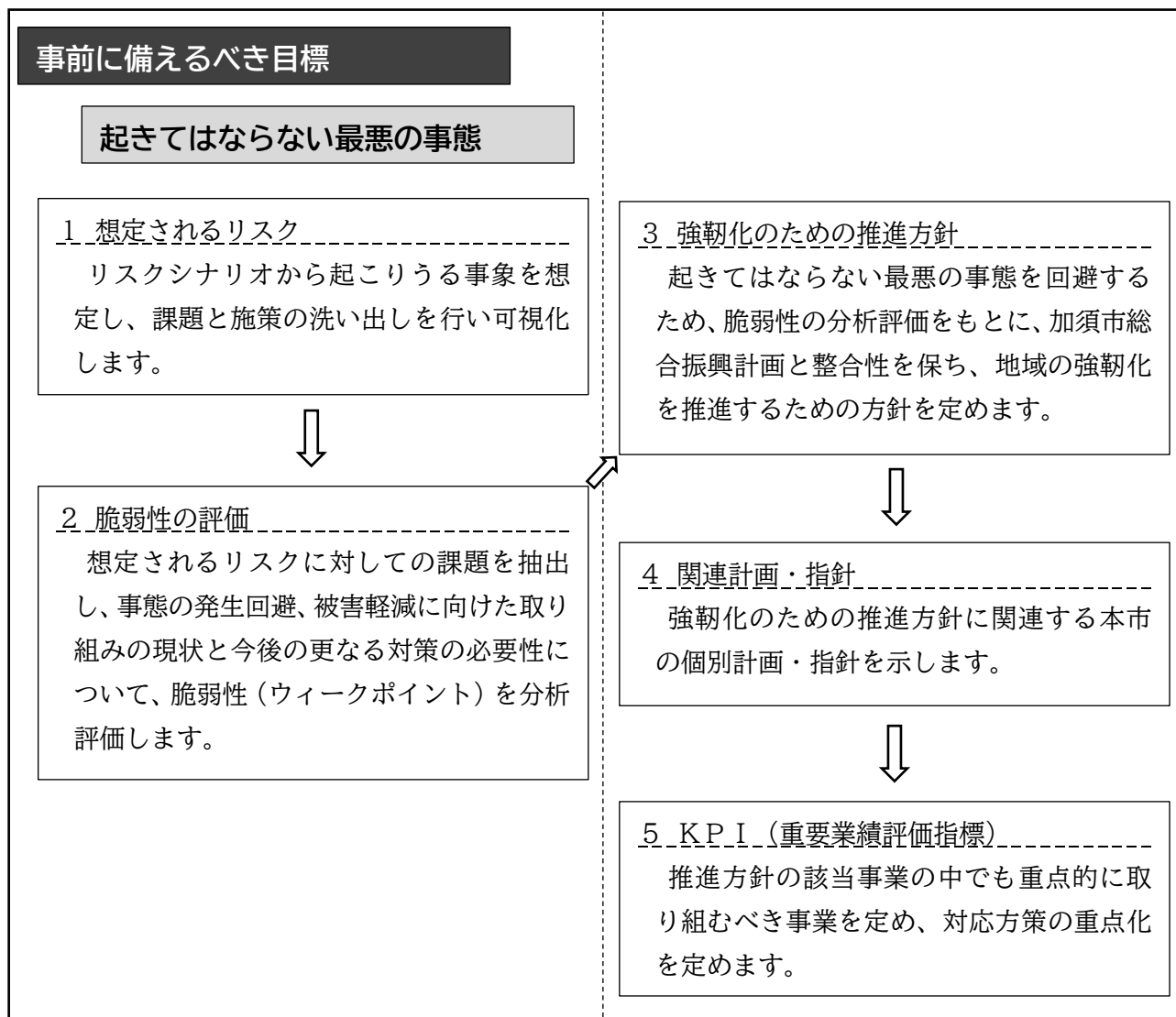
■ リスクシナリオと施策分野の相関表

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	まちづくりの基本目標 (施策分野)				
		1 安心安全 でいきいきと 暮らせるまち づくり	2 未来へつ なぐ人を育む まちづくり	3 魅力と活 力を生む産業 のまちづくり	4 豊かな自 然と快適な環 境のまちづく り	5 協働によ る持続可能な まちづくり
1 人命の保護が 最大限図られる	1-1 地震による建築物等の倒壊等による多数の死傷者の発生	●	●			●
	1-2 火災による多数の死傷者の発生	●				
	1-3 台風や集中豪雨により堤防の越水・決壊による多数の死傷者の発生	●	●			
	1-4 感染症による健康状態の悪化及び多数の死病者の発生	●				
	1-5 避難路通行不能に伴う逃げ遅れ等による多数の死傷者の発生	●				●
	1-6 埼玉大橋における通行支障の影響に伴う避難リスクの増大	●				●
2 救助・救急、医 療活動等が迅速・的確に行わ れる	2-1 救助・救急活動等が急激に増加することによる消防機能の絶対的不足	●				
	2-2 医療・福祉の需要が急激に増加することによる医療・福祉機能の麻痺	●	●			●
3 必要不可欠な 避難場所・行政 機能を確保する	3-1 避難場所が適切に運営できず避難者の生活環境の確保ができない事態	●	●			●
	3-2 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	●	●			●
4 経済活動を機 能不全に陥らせ ない	4-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞			●		●
	4-2 農業の生産力が大幅に低下する事態			●		
5 生活・経済活 動に必要な最低 限のライフライン 等の確保と早期 復旧を図る	5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	●	●	●	●	●
	5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	●				
	5-3 ごみ処理、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止による衛生環境の悪化				●	
6 地域社会・経 済が迅速かつ従 前より強靱な姿 で再建・回復で きるよう整備す る	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態				●	
	6-2 基盤インフラの破損により復旧復興が大幅に遅れる事態					●
	6-3 長期の広域浸水被害の発生により復旧復興が大幅に遅れる事態	●				
	6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響			●		●
7 協定自治体等 の機能・復旧を 支援する	7-1 協定自治体等の機能が麻痺・停止とともに、避難者対応等に支障をきたす事態	●	●			●

5-5 脆弱性の評価と強靭化のための推進方針

5-3にて設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、「脆弱性の評価」と「強靭化のための推進方針」、「関連計画・指針」、「KPI（重要業績評価指標）」を定めます。

■ 脆弱性の評価と強靭化のための推進方針等の設定への方針



1 人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建築物等の倒壊等による多数の死傷者の発生

1-1-1 想定されるリスク

- ・地震に対する安全性を満たしていない建築物等が地震により倒壊や損傷し、多数の死傷者が発生します。
- ・建築物内の家具等が地震により転倒や移動し、下敷きや避難の妨げとなり、多数の死傷者が発生します。
- ・自力での避難が困難な方が逃げ遅れ、多数の死傷者が発生します。

1-1-2 脆弱性の評価

(1) 建築物の耐震化

- ・旧耐震基準の建築物やブロック塀などの地震に対する安全性を満たしていない建築物等の倒壊等による被害を防止するため、計画的に耐震化を進める必要があります。
- ・建築物内の家具等の転倒等による被害を防止するため、地震に備えた設置方法等を普及させる必要があります。

(2) 避難支援

- ・震災時において、市民一人ひとりが適切な避難行動が行えるよう周知徹底する必要があります。
- ・震災時に災害時要援護者の安全を確保するため、避難援助者（住民等）とのマッチングに努める必要があります。

(3) 地域防災力

- ・震災時の被害を抑制するためには、地域の安全安心は地域で守るという考えが重要であり、自治協力団体等のコミュニティ組織や自主防災組織の一層の充実・強化と防災士の活動の支援を図る必要があります。
- ・市民が自ら身の安全を確保することができるよう、地域の防災活動への参加や、ハザードマップの活用等により、防災意識の高揚を図る必要があります。
- ・自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できるこどもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要があります。

(4) 平時の備えと初動対応

- ・平時より、計画的な備蓄や防災設備の点検整備を行うとともに、新たな防災行政無線の整備を行い、的確な初動対応が実施できるよう体制を整備する必要があります。

1-1-3 強靱化のための推進方針

(1) 建築物の耐震化の促進

建築物所有者等に対して耐震化の啓発、情報提供、負担軽減措置などの支援を行い、住宅を含めた建築物の耐震化を促進します。また、公共施設の耐震化を計画的に図ります。

(2) 震災等予防対策の推進

震災等による被害を最小限にとどめるため、震災に関するパンフレットや「地震ハザードマップ」などによる周知啓発や地震想定防災訓練の充実、加須市防災ノートを活用した防災教育を推進し、市民一人ひとりの震災に対する意識の高揚を図ります。

また、災害時要援護者への支援や自主防災組織の設立・活動と併せて防災士の活動を支援し、地域及び市民の震災等に対する更なる自助・共助の防災力の向上を図るための施策を推進します。

防災行政無線や通信環境等の整備のほか飲料水や非常用食料、生活必需品などの災害用備蓄品の備蓄を計画的に整備するとともに、備蓄品や資機材等が不足するなどの場合に備えて、各種事業者、民間団体等との災害時応援協定の締結・維持に努めます。

さらに、園児と児童生徒等の命を守るための安全性の確保や避難場所として防災機能の強化をはじめ、老朽化が進む保育所、幼稚園及び小中学校施設等の計画的な改修による長寿命化を推進します。

(3) 震災等応急対策の連携・強化

震災等の発災直後から、災害対策情報収集室を設置し、自治協力団体等と連携し、迅速かつ正確な情報収集・伝達及び的確な初動対応に努めるとともに、国、埼玉県及び災害時応援協定を締結している関係市町、団体及び企業等との連携を図り、消火、救急・救助、建築物や道路及びライフライン等の危険箇所等の迅速な応急対応に努めます。

避難場所の入退管理アプリや被災証明の迅速な交付を図るとともに、税の減免やごみ受入れの無償化など各種の被災者支援を実施します。また、各種法制度に基づく生活再建や住宅復旧支援を実施するとともに、各種機関・団体との関係を構築し、被災者に対する円滑な支援の充実を図ります。

1-1-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市建築物耐震化計画	市内の建築物の耐震化を計画的に促進するための計画
加須市学校施設長寿命化計画	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、計画的な改修を行い、求められる機能・性能を確保するための計画

1-1-5 K P I (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年 度)	備 考
市有建築物の耐震化率	92.8%	100%	(新耐震基準の棟数+旧耐震基準で耐震化済みの棟数) ÷対象建築物の棟数×100
自主防災訓練実施率	15.3%	33.3%	自主防災組織数に対する自主防災訓練実施数の割合
自主防災組織の組織率	94.5%	100%	自主防災組織数÷自治協力団体数×100
自主防災組織への防災士配置率	47.2%	100%	防災士が配置されている自主防災組織数÷自主防災組織数×100

1 人命の保護が最大限図られる

1-2 火災による多数の死傷者の発生

1-2-1 想定されるリスク

- ・災害の発生により、市内の各所で火災が多発します。
- ・初動対応の遅れや強風等の気象条件、維持管理されていない空家や空地への延焼により、火災が広範囲に広がり、多くの家屋が焼失するとともに多くの死者・負傷者が発生します。

1-2-2 脆弱性の評価

(1) 消防防火体制

- ・近年の火災や災害の大規模化、複雑化など、消防を取り巻く環境は急速に変化していることから、市民の安全安心な生活を守るため、更なる消防力の強化が必要です。
- ・火災発生時における迅速かつ的確な消火活動が実施できるよう、消防水利の計画的な配置と維持管理が必要です。
- ・高齢化や市民意識の変化に伴う消防団員の確保や、消防活動の訓練の充実、安全確保への資機材の充足等の課題について、消防団への更なる支援が必要です。
- ・地域の消防・防災力の充実に資するため、自主防災組織や防災士の活動を活性化する必要があります。

(2) 空家対策

- ・適切に維持管理されていない空家の増加は、災害等による危険性が増し、住環境の悪化等の問題が懸念されることから、その解決に向けた取組が必要です。

(3) 延焼対策

- ・市街地における火災の延焼被害を抑えるため、建築物に一定の耐火性能や防火性能の義務付けを行うことが必要です。

1-2-3 強靱化のための推進方針

(1) 広域消防体制の充実

埼玉東部消防組合構成市町と連携し、埼玉東部消防組合消防体制の充実・強化を図り、消防・災害に対し迅速かつ的確な対応を行う体制を構築・充実します。

(2) 消防施設の充実

消防水利については、火災発生時の消火活動において延焼拡大を防ぎ被害軽減に資するために重要な施設であることから、防火水槽や消火栓を有効的・効果的に整備するとともに適切な維持管理に努めます。

(3) 消防団・自主防災組織・防災士の活動の充実

消防団が、安全かつ効果的な消防防災活動が行えるよう、計画的に消防ポンプ自動車の更新、資機材の充実等の支援を図るとともに、消防団員の加入促進と組織力を高めるための教育訓練を実施します。

また、自主防災組織の設立や活動と併せて防災士の活動の支援を行うとともに、地区住民や消防団、各種団体との協働による、防災知識の普及啓発や初期消火訓練等の防災訓練の実施を促進し、自助・共助・公助の相互の連携による地域防災力の強化に努めます。

(4) 空家対策の充実

自治協力団体との協働により空家等の状況把握をするとともに、所有者等への発生予防のための啓発や管理不全な空家等の防止・解消に努めます。

(5) 都市防災機能の充実

都市機能を優先的に維持する地域や延焼の危険性が高い地域、災害時の活動拠点としての機能を維持すべき地域、緊急輸送道路の沿道等を中心に不燃化・耐震化とともに、安全な避難行動や災害応急活動を円滑に行うことができるよう防火地域又は準防火地域の指定を検討します。

1-2-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
埼玉東部消防組合消防力適正化計画	消防行政の推進に当たり、健全な財政運営の視点に立ち、消防署所や消防車両等の消防施設等の整備を図り、消防・救急・救助体制の強化を図る計画

1-2-5 K P I (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
消防団員数	388 人	445 人	
覚知から 30 分以内の消火活動	100%	100%	

1 人命の保護が最大限図られる

1-3 台風や集中豪雨により堤防の越水・決壊による多数の死傷者の発生

1-3-1 想定されるリスク

- ・大型台風の来襲や線状降水帯の発生等により、長時間にわたる大量の降雨に見舞われ、河川の水位が増し堤防を越水し、堤防が決壊します。
- ・大量の水が急激に河川隣接地区等に流入することにより、流入区域に多くの死者・負傷者が発生します。
- ・避難に関する正確な情報が入手困難又は認識できないことにより、適切な避難行動が遅れ、多くの死者・負傷者が発生します。

1-3-2 脆弱性の評価

(1) 洪水対策

- ・利根川や渡良瀬川、荒川における堤防の強化、河道掘削、ダムや遊水地等洪水調節施設の整備を促進する必要があります。

(2) 避難行動

- ・水害時において、市民一人ひとりが適切な避難行動が行えるよう周知徹底する必要があります。
- ・市民への確かな情報提供を行い、円滑な避難行動が行えるように、平時から利根川や渡良瀬川の洪水を想定した避難訓練を実施する必要があります。
- ・早い段階から安全で円滑に避難行動を起こせるよう、適時かつ的確な気象情報や河川水位情報、避難情報等を様々なツールで発信する必要があります。
- ・災害時に自力での避難が困難である方の安全を確保するため、支援体制を構築する必要があります。
- ・自分の命は自分で守る力を身につけるとともに、他人や地域のために率先して行動できるこどもの育成を目指して、防災教育に取り組む必要があります。

(3) 災害対応

- ・洪水時の災害対応能力の向上を図るため、自主防災組織、防災士及び水防団等の人材を確保・養成し、練度の高い組織体制を構築する必要があります。
- ・平時から国と埼玉県、協定団体との連携を図り、大規模災害を想定した広域的かつ実践的な訓練の実施によって総合的な防災力を強化する必要があります。

1-3-3 強靱化のための推進方針

(1) 利根川・渡良瀬川・荒川の洪水対策の促進

洪水被害から市民を守るため、国が進める利根川右岸の「首都圏氾濫区域堤防強化対策」及び利根川左岸及び渡良瀬川右岸の「第1次国土強靱化実施中期計画」による堤防整備の早期完成について国へ強く要望します。

(2) 早めの避難行動

大規模水害時における的確な早めの避難行動が実施できるよう、「水害時の避難行動マップ（洪水ハザードマップ）」や広報等による浸水想定区域の周知や水害への備え、早めの避難行動への啓発とともに、出前講座、市や自主防災組織等の避難訓練等の実施、加須市防災ノートを活用した防災教育を推進します。

また、災害時要援護者への支援や自主防災組織の設立・活動と併せて防災士の活動を支援し、地域及び市民の水害時に対する更なる自助・共助の防災力の向上を図るための施策を推進します。

(3) 正確な情報発信

利根川・渡良瀬川・荒川の洪水の危険性が高まった場合、災害対策情報収集室で適時・的確に情報を収集し、防災行政無線等の多様な情報伝達手段などにより、市民に避難情報の発令や水位・気象状況、避難場所の状況等の正確な情報提供を行い、逃げ遅れゼロを目指します。

(4) 水防体制の充実・強化

人命と財産を水害から守り、被害を最小限に抑えるため、水防団による水防訓練を実施し、利根川や渡良瀬川の水位が上昇した場合には、水防団による堤防の巡視、警戒などの水防活動を行います。

国や埼玉県と連携し、減災対策協議会、流域治水プロジェクトのソフト対策に積極的に取り組み、治水の安全度を高めるとともに、円滑で的確な避難体制を構築し、市民の防災意識の醸成を図ります。

(5) 溢水対策の整備推進

集中豪雨などによる浸水被害の解消・軽減に向け、水路等の整備・改修の推進、排水機場及び貯留施設の維持管理等の徹底、市民との協働により、浸水家屋の発生ゼロを目指します。

1-3-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣 旨
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
水防計画（加須市・羽生市水防事務組合）	利根川・渡良瀬川の洪水被害を警戒、防御、軽減するため、水防団の活動等の水防上必要な事項を加須市・羽生市水防事務組合が定めた計画

1-3-5 K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	備 考
総合水害広域避難訓練参加者数	1,100人	1,500人	
水防団による水防訓練の実施回数	1回	1回	

1 人命の保護が最大限図られる

1-4 感染症による健康状態の悪化及び多数の死病者の発生

1-4-1 想定されるリスク

- ・感染症の急速な蔓延や予防対策の遅れ等により、感染が広範囲に拡大し、多くの死者、感染症患者が発生します。
- ・感染症の流行が長期化し、マスクや消毒液等の感染防止対策の資器材が不足するとともに、感染防止対策従事者や医療従事者の慢性的な不足が生じ、医療がひっ迫します。

1-4-2 脆弱性の評価

(1) 感染対策

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種を推進する必要があります。
- ・正しい感染症への理解と感染予防対策を実践するよう、普及啓発を図る必要があります。
- ・避難場所にて、感染症が広まらないよう、施設の衛生環境保全や感染防止対策を着実に実施する必要があります。

(2) 医療対策

- ・医療体制の確保を図るため、平時から医療機関等と相互に連携し、情報共有に必要な連携体制の確認を図るなど、平時から医療機関等と相互に連携し、情報共有に必要な連携体制の確認を図るなど、医療活動を支える取組を着実に推進する必要があります。

(3) 衛生備品の備蓄

- ・市内で感染症が拡大した場合に備え、マスク、消毒液の衛生用品について、災害時に的確に確保できるようにしておく必要があります。

1-4-3 強靱化のための推進方針

(1) 感染予防の推進

平時から、「自分の健康は自分で守る」ことを基本とし、市民一人ひとりの健康づくり事業への参加や生活習慣の改善、予防接種の促進を取り組みます。

また、市民等や事業者に対し、感染症等に関する普及啓発の取組を推進するとともに、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

(2) 医療機関等との連携

埼玉県や医師会等と連携、協力し、医療従事者等の確保や迅速かつ正確な情報の共有に努めます。

(3) 感染予防資器材等の充実

備蓄品や資器材等が不足するなどの場合に備えて、マスクや消毒液等の衛生用品、飲料水や非常用食料、生活必需品などの災害用備蓄品の備蓄整備を計画的に推進します。

1-4-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等の感染症等を対象に、対策項目ごとに3期に対応を区分し、感染拡大の防止と社会経済活動のバランスを踏まえた総合的な対策について定める計画
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画

1-4-5 K P I (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
国保健診(特定健診)受診率	40.3%	60%	受診者数÷対象者数×100
感染症に関する情報提供(ホームページ等)回数	14回	25回	

1 人命の保護が最大限図られる

1-5 避難路通行不能に伴う逃げ遅れ等による多数の死傷者の発生

1-5-1 想定されるリスク

- ・避難情報発令時に、多くの方が一斉に避難を開始するため、幹線道路では自動車等の激しい渋滞が発生し、浸水想定区域から安全な区域への移動ができずに取り残されることにより、多くの死者・負傷者が発生します。

1-5-2 脆弱性の評価

(1) 避難方法

- ・大規模水害を想定し、浸水想定区域内の住民に対し、適切な広域避難行動を周知し、スムーズな移動ができるよう対策を講じる必要があります。
- ・マイタイムラインの作成等を通して、速やかに避難し、災害による被害を最小限に抑えるための防災教育に取り組む必要があります。

(2) 整備促進

- ・道路施設や橋りょうの計画的な修繕及び点検の必要があります。
- ・踏切による慢性的な交通渋滞を解消するため、市内を南北に結ぶ幹線道路の整備を促進し、道路ネットワークを構築する必要があります。

(3) 交通渋滞対策

- ・交通渋滞を回避し短時間にて避難するため、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報を避難者等に提供する必要があります。
- ・混乱地域の迂回や避難以外の自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促していく必要があります。
- ・避難時において、安全に避難誘導ができるよう、警察等関係機関及び交通関係団体との連携を強化する必要があります。

1-5-3 強靱化のための推進方針

(1) 適切な避難行動

浸水想定区域内の市民に対し、「水害時の避難行動マップ（洪水ハザードマップ）」の配布や広域避難推奨経路の提示、防災アプリの活用、出前講座・避難訓練等の実施により、的確な早めの避難行動が実施できるよう周知啓発に努めます。

(2) 南北幹線道路の整備促進

踏切による交通渋滞を解消するため、南北幹線道路の整備促進について、関係機関へ要望活動を実施します。また、県道を補完するルートの検証について、関係機関と協議を行い、効果的、効率的な整備推進について検討します。

(3) 幹線市道・生活道路の整備及び県道の整備促進

幹線市道については、近隣市や地域及び公共施設を結び、人・情報・物・産業の活発な交流を支えるため、通過交通の流れをスムーズにし、利便性と快適性を兼ね備えた道路ネットワークを構築するとともに、交差点改良や歩道の確保など、誰もが便利に通行できる、人にやさしい道づくりを「加須市道路網整備計画」に基づき計画的な整備に努めます。

生活道路については、自治協力団体からの要望を加須市生活道路整備事業評価システムによって公平に評価し、優先性を考慮して、市民の日常生活に密着した安全性や利便性の向上など、市民に親しまれる道路整備に努めます。

(4) 安全な交通誘導の支援

避難路において、交通トラブルや事故の発生を抑制し、安全にスムーズな避難ができるよう、交差点等において、警察等関係機関及び交通関係団体と連携し、安全な交通誘導を支援します。

(5) 適時・的確な情報発信

地震発生時や洪水の危険性が高まった場合、災害対策情報収集室で適時・的確に情報を収集し、防災行政無線等の多様な情報伝達手段により、避難情報の発令、水位や気象状況、道路渋滞・通行止め情報、避難場所等の正確な情報提供を行い、逃げ遅れゼロを目指します。

1-5-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市道路網整備計画	市の道路を計画的に整備し、国・県道を含めた市全体の道路ネットワークを構築するための計画
加須市橋りょう長寿命化修繕計画	橋りょう点検の結果を基に計画的かつ効率的に予防保全的な維持管理を行うための計画

1-5-5 K P I（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
都市計画道路整備率	77.1%	81.8%	
かぞっとメール（安全安心情報）登録者数	6,923 人	10,700 人	

1 人命の保護が最大限図られる

1-6 埼玉大橋における通行支障の影響に伴う避難リスクの増大

1-6-1 想定されるリスク

- ・避難情報発令時に、北川辺地域の多くの方が一斉に広域避難を開始するため、埼玉大橋に自動車等が集中して激しい渋滞が発生し、橋を渡って移動ができず、多くの逃げ遅れが発生します。

1-6-2 脆弱性の評価

(1) 避難方法

- ・北川辺地域の住民に対し、早めの広域避難ができるよう、適切な避難行動を周知し、スムーズな移動ができるよう対策を講じる必要があります。

(2) 整備促進

- ・県道加須北川辺線と埼玉大橋の計画的な修繕及び点検の必要があります。
- ・県域を越える広域避難経路の確保、緊急輸送道路としての活用及び地域経済の活性化が見込まれる「利根川新橋」の整備を促進する必要があります。

(3) 交通渋滞対策

- ・通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報を避難者等に提供する必要があります。
- ・交通渋滞や事故を回避し避難するため、避難時において、安全に避難誘導ができるよう、警察等関係機関及び交通関係団体との連携を強化する必要があります。
- ・自動車での避難にはできるだけ乗合にて移動し、通行台数を抑制する必要があります。

1-6-3 強靱化のための推進方針

(1) 適切な避難行動

大規模水害時において、広域避難対象区域内の住民に対し、「水害時の避難行動マップ（洪水ハザードマップ）」や大規模水害時の避難行動チラシ等の配布、防災アプリの活用等により、早めの避難行動や地区ごとの広域避難における避難場所の指定、避難推奨経路の周知を図ります。

また、出前講座・避難訓練等の実施により、的確な早めの避難行動が実施できるよう周知啓発に努めます。

(2) 利根川新橋の整備促進

県域を越える広域避難経路や緊急輸送道路の確保により災害時における命を守るとともに、人やモノの交流による地域経済の活性化を図るため、本市と群馬県板倉町を結ぶ「利根川新橋」の早期建設とその架橋に係る幹線道路の整備促進について、同町と構成する「加須・板倉利根川新橋建設促進協議会」において、国や埼玉県、群馬県に強く要望していきます。

また、利根川及び渡良瀬川への架橋を含めた広域的幹線道路については、栃木県栃木市も含めた2市1町で連携を図り、整備促進します。

(3) 安全な交通誘導の支援

避難路において、交通トラブルや事故の発生を抑制し、安全にスムーズな避難ができるよう、交差点等において、警察等関係機関及び交通関係団体と連携し、安全な交通誘導を支援します。

(4) 適時・的確な情報発信

利根川・渡良瀬川等の洪水の危険性が高まった場合、災害対策情報収集室で適時・的確に情報を収集し、防災行政無線等の多様な情報伝達手段により、早めの避難情報の発令、水位や気象状況、道路渋滞・通行止め情報、避難場所等の正確な情報提供を行い、逃げ遅れゼロを目指します。

1-6-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市道路網整備計画	市の道路を計画的に整備し、国・県道を含めた市全体の道路ネットワークを構築するための計画

1-6-5 KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
利根川新橋建設に向けた基本構想	—	基本構想策定	
防災研修会及び出前講座参加者数	2,780人	3,000人	

2 救助・救急、医療活動等が迅速・的確に行われる

2-1 救助・救急活動等が急激に増加することによる消防機能の絶対的不足

2-1-1 想定されるリスク

- ・逃げ遅れや倒壊建物等に閉じ込められるなどにより、多くの要救助者・行方不明者が発生し、救助・捜索要請が大量に発生します。
- ・消防施設、設備等の被災とともに、消火・救助・捜索活動を行う人員の負傷等により、消防機能の絶対的不足が生じます。

2-1-2 脆弱性の評価

(1) 災害対応

- ・埼玉東部消防組合及び消防団において、災害対応力強化のための体制や装備資機材、訓練等の充実強化を推進する必要があります。
- ・消防団においては、少子高齢化や社会環境等の変化に伴い団員数が減少傾向にある中で、団員確保対策が必要です。
- ・災害時には共助の取り組みが重要であるため、自主防災組織の全地区での組織化と充実強化、防災士の適正な配置が必要です。
- ・各機関・団体において、災害対応の中核となる人材を継続的に育成していく必要があります。

(2) 広域的な連携

- ・消防、警察、自衛隊等の防災関係機関において、広域的な連携を強化する必要があります
- ・関係機関と連携し、救助・救急活動等の実践的な訓練を実施することにより、災害対応力の向上を図る必要があります。

2-1-3 強靱化のための推進方針

(1) 広域消防体制の充実

埼玉東部消防組合構成市町と連携し、埼玉東部消防組合消防体制の充実・強化を図り、消防・災害に対し迅速かつ的確な対応を行う体制を構築・充実します。

(2) 消防団活動の充実

安全かつ効果的な消防防災活動が行えるよう、団員確保、計画的な消防ポンプ自動車の更新、資機材の充実等の支援を図るとともに、組織力を高めるための教育訓練を実施します。

また、市民に対する消防団活動への一層の理解・協力の推進、自治協力団体や事業所等と連携した消防団員の加入促進に努めます。

(3) 自主防災組織・防災士の充実

地域住民が連携して、自分たちの地域の安全確保や被害を最小限度にとどめるため、自主防災組織の設立や活動と併せて防災士の活動の支援を行うとともに、消防団等の各種団体との協働による防災訓練等の実施を促進し、自助・共助・公助の相互の連携による地域防災力の強化に努めます。

(4) 広域応援体制の推進

救助・救急活動等について、県内外から派遣される緊急消防援助隊の受入調整機能及び連携活動能力の充実・強化を図ります。

また、国、埼玉県、近隣自治体や消防、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携し、実践的な訓練を通じた対処技術の向上や防災関係機関相互の活動強化を推進します。

2-1-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
埼玉東部消防組合消防力適正化計画	消防行政の推進に当たり、健全な財政運営の視点に立ち、消防署所や消防車両等の消防施設等の整備を図り、消防・救急・救助体制の強化を図る計画

2-1-5 K P I (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
自主防災組織の組織率(自治協力団体ベース)	94.5%	100%	自主防災組織数÷自治協力団体総数×100
自主防災組織への防災士配置率	47.2%	100%	防災士が配置されている自主防災組織数÷自主防災組織数×100
消防団車両更新台数	1台	7台	

2 救助・救急、医療活動等が迅速・的確に行われる

2-2 医療・福祉の需要が急激に増加することによる医療・福祉機能の麻痺

2-2-1 想定されるリスク

- ・災害等による負傷者が大量発生し、医療機関の受け入れ態勢がひっ迫します。
- ・医療機関の被災により医療活動に必要な医薬品・衛生用品の喪失や、上下水道の使用不能により、医療機関内部の衛生状態が悪化し、感染症発生の危険性が高まります。
- ・福祉施設の被災や支援体制の不足により、入居者や各種サービスを受けている方が、必要な福祉サービスが受けられず、心身機能が急激に悪化します。

2-2-2 脆弱性の評価

(1) 医療体制

- ・埼玉県済生会加須病院と市内医療機関との連携強化を図る必要があります。
- ・医師をはじめとする医療従事者の確保や救急医療体制の充実を図る必要があります。

(2) 福祉体制

- ・高齢者や障がい者などに、必要な福祉・介護サービスを継続的に提供するための体制の強化と災害ケースマネジメントの構築によるサポート体制の強化を図る必要があります。

(3) 災害時体制

- ・災害時における医療救護活動が円滑に実施できる体制が必要です。
- ・衛生管理に必要な薬剤やマスク、消毒液、防護服等の衛生用品について、災害時に的確に確保できるようにしておく必要があります。

2-2-3 強靱化のための推進方針

(1) 地域医療連携の推進

埼玉県済生会加須病院と市内医療機関の連携と役割分担により、医師や看護師などの医療従事者の確保を図るとともに、質の高い医療提供体制を確保します。

また、医師や看護師などの医療従事者の確保を図ります。

(2) 災害時医療体制の確保

加須医師会、加須市歯科医師会及び加須市薬剤師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害発生時に必要な医療提供体制を確保するとともに、災害拠点病院である埼玉県済生会加須病院の機能が十分発揮されるよう関係機関との連携強化を図ります。

(3) 福祉サービス提供体制の充実

国の補助制度等を有効に活用し、高齢者施設や障害者施設などの災害対策や感染症対策のための改修等の整備を促進し、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

(4) 医療予防資器材等の充実

災害時に必要不可欠となる、マスク、消毒液、防護服等の衛生・感染対策用品や飲料品、非常食等の災害用備蓄品の計画的な備蓄を推進するとともに、事業者等との協定締結を充実させ、的確に確保できる体制を構築します。

2-2-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市健康・医療・スポーツ推進計画	健康寿命を延伸するため、スポーツを通じた健康づくりの推進や生活習慣病予防、市民が安心して医療サービスを受けるための医療資源の有効活用、身体全体の健康につながる歯と口の健康づくりなど、市民一人ひとりが生涯にわたり健康で安心して住み続けられるよう、主体的な健康づくりを推進する計画
加須市高齢者支援計画	高齢者の福祉サービスとその提供体制などに関する計画と介護保険給付対象サービスや地域支援事業の見込量とその確保策及び制度の円滑な実施に関する計画を地域包括ケアの考え方に基づき総合的に推進する計画
加須市障害者計画及び障害福祉計画・加須市障害児福祉計画	障がい者福祉に関する施策の方向性を示す障害者計画と各種障害福祉サービスなどの見込量を示す障害福祉計画、障がい児支援に係る提供体制の確保について一体的に策定した計画

2-2-5 KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
介護人材の確保数	—	60人	新たに市内の介護施設等に従事する介護職員等の数

3 必要不可欠な避難場所・行政機能を確保する

3-1 避難場所が適切に運営できず避難者の生活環境の確保ができない事態

3-1-1 想定されるリスク

- ・災害の発生により、避難場所の運営に携わる地域防災活動の担い手が負傷等により不足します。
- ・避難場所にて、感染症が拡大し、衛生状態が悪化します。
- ・避難場所運営における必要物資が不足し、居住環境が悪化します。

3-1-2 脆弱性の評価

(1) 避難場所運営

- ・災害の発生や恐れが高まった際に、速やかな避難場所の開設や、情報提供を行う必要があります。
- ・大規模災害時の避難場所の運営には、「自助」「共助」「公助」の役割分担のもと、適切な運営対策を講ずる必要があります。
- ・平時から災害発生時における体制整備や役割分担等の訓練や研修の実施が必要です。
- ・避難支援等関係者等との連携を図り、高齢者や災害時要援護者への対応や、ペット避難等の避難場所運営の備えが必要です。

(2) 避難場所の衛生状況

- ・避難場所など平時と異なる環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難場所における集団生活のルールの徹底や、トイレやごみ保管場所の適正管理などを行っていく必要があります。

(3) 広域的な連携

- ・災害が広範囲かつ甚大な場合に、広域自治体の連携による避難場所や災害用備蓄品を確保する必要があります。

3-1-3 強靱化のための推進方針

(1) 水害時避難体制の構築

水害の発生のおそれが高まった場合、災害対策本部の設置、水害時避難場所の開設、広域避難のためのバスの手配、避難情報の発令及び防災アプリ等を活用した情報発信など、利根川・渡良瀬川・荒川タイムラインに基づき円滑な避難体制の構築を図ります。

(2) 避難者支援対策の充実

小・中学校校舎等の計画的な改修を行いながら、防災機能を強化して避難場所の整備・充実を図るとともに、避難場所となる市民体育館や文化・学習センターなどの公共施設の整備充実に努めます。

また、避難支援等関係者（自治協力団体、自主防災組織、防災士、民生委員・児童委員及び様々な関係団体等）と連携し、避難者とともに防災アプリの活用等による災害時の情報の共有化を図り、適切な避難誘導や安全安心な避難場所の確保・開設・運営等の避難者支援対策に努めます。

さらに、高齢者や障がい者などの災害時要援護者への支援を充実するために、避難支援等関係者と連携して災害時要援護者の登録を進め避難援助者（住民等）とのマッチングに努めるとともに、各避難場所での福祉避難スペースの整備と福祉避難所の確保・充実を図ります。

(3) 避難場所の衛生・生活環境の向上

避難場所において、避難者の衛生・生活環境の悪化を招かないよう、感染症対策を講じつつ、仮設トイレやパーティション等の設置、トイレ、ごみ等の適切な清掃と管理及び体調不良者への適切な対応等を実施するため、避難場所の運営体制を構築し、避難場所生活のルールの徹底を図り、衛生・生活環境の向上のため適正な管理運営を推進します。

(4) 避難場所の備蓄品の充実

避難場所等における一定量の飲料水や非常用食料、生活必需品などの災害用備蓄品を計画的に確保するとともに、備蓄品や資機材等が不足するなどの場合に備えて、各種事業者、民間団体との災害時応援協定の締結を推進します。

(5) 広域行政の推進

県境隣接自治体で構成する関東どまんなかサミット会議等の協定自治体と連携し、避難場所や災害用備蓄品の確保等、緊急時における広域的な取組を推進します。

3-1-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市学校施設長寿命化計画	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、求められる機能・性能を確保するための計画

3-1-5 KPI (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
水害時の避難場所の収容人数	26,507 人	26,507 人	スフィア基準に基づく 見直し
震災時の避難場所の収容人数	24,580 人	24,580 人	

3 必要不可欠な避難場所・行政機能を確保する

3-2 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

3-2-1 想定されるリスク

- ・災害により市職員に多くの死傷者が出ます。
- ・被災していない職員においても、道路の途絶等により登庁できない状況に陥ります。
- ・市庁舎等の公共施設及び設備に多大な被害が生じたことから、行政が機能不全となります。

3-2-2 脆弱性の評価

(1) 業務継続

- ・行政の機能不全は、市民生活や避難者支援へ直接影響することから、いかなる災害時においても、必要な機能を維持する必要があります。
- ・行政機能を維持するため、電源設備と情報通信設備の耐震、浸水対策と重要データのバックアップに努める必要があります。
- ・いかなる場合でも、市民に適時・的確な情報が発信できるよう体制を構築する必要があります。
- ・庁舎の被災により、行政機能が不全となった場合を想定した訓練が必要です。

(2) 相互応援・連携体制

- ・国、埼玉県、近隣自治体等と連携し、いかなる災害時においても応援体制を構築できるよう体制の整備が必要です。
- ・現場対応能力を最大限に発揮するため、常備消防との連携を強化する必要があります。

3-2-3 強靱化のための推進方針

(1) 公共施設の耐震化・設備の充実

施設利用者の利便性や安全安心に資するため、必要な施設を整備するとともに、老朽化した施設の計画的な修繕や改修、耐震化を推進します。

(2) 業務継続への強化

行政の機能不全は、初動、応急、復旧・復興対策の円滑な実施に直接影響することから、いかなる事態においても、必要な機能を維持するため、「加須市業務継続計画（BCP）」に基づき、業務の執行体制や継続に必要な資源の確保に努め、行政機能の継続を維持します。

また、庁舎が被災しても速やかに各種の業務が再開できるよう、庁内共通システムをはじめとする業務システムのクラウド化や定期的なデータバックアップの徹底など、業務の継続性を高めます。

なお、行政機能の継続において必要を要する場合は、他団体からの職員派遣を要請します。

(3) 正確な情報発信

災害対策情報収集室にて、適時・的確に情報を収集し、防災行政無線等の多様な情報伝達手段により、市民に正確かつ積極的な情報提供を行い、市民と行政の情報の共有化を図ります。

(4) 広域行政の推進

国や埼玉県、近隣・協定自治体、県境隣接自治体で構成する関東どまんなかサミット会議、利根川中流 4 県境広域避難協議会、埼玉東部消防組合等と連携し、相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、緊急時における広域的な取り組みを推進します。

3-2-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市業務継続計画	大規模災害に備え、非常時優先業務を遂行するうえで、必要な資源の準備や対応方針・手段を定めた計画
加須市公共施設等総合管理計画	公共施設の更新・統廃合・長寿命化の計画的な実施と最適な配置の実現を目的とした今後の公共施設等のあり方に関する方針
加須市学校施設長寿命化計画	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、計画的な改修を行い、求められる機能・性能を確保するための計画

3-2-5 KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備考
庁内共通システムのクラウド化	50%	100%	
災害時応援協定締結数	125 件	130 件	

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞

4-1-1 想定されるリスク

- ・災害の発生により、生産設備が破損し、操業が停止します。
- ・施設や設備が破損しなかった事業所においても、輸送路の損傷や物資の輸送停止等により、材料や燃料等が届かず営業を再開できない状況が継続します。
- ・事業が再開できる状態となっても、物流の滞りや需要の変化により、短時間の操業・営業となり、生産力が大幅に低下します。
- ・企業間の資金決済が滞り、経営状態に関係のない倒産が発生します。
- ・倒産による失業者が多数発生します。

4-1-2 脆弱性の評価

(1) 災害リスクの回避

- ・自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害リスクを勘案した安全安心な土地利用を検討する必要があります。

(2) 事業者の業務継続

- ・経済活動の重要な担い手である中小企業において、大規模災害等が発生した場合でも、速やかな事業継続が実施できるよう、施設・設備の耐震化や再生可能エネルギーの導入など、企業の事業継続力を強化する必要があります。
- ・工場・事業者等において、自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保を促進する必要があります。

(3) 財政支援

- ・速やかに復旧資金の調達ができるよう融資相談体制を整えるなど円滑な資金繰りを支援する必要があります。

(4) 就労支援

- ・就労を希望する全ての方に応じた多くの雇用の場の創出などきめ細やかに就労を支援する必要があります。

(5) 生活支援

- ・失業等により家計への影響が生じる方への生活支援が必要です。

4-1-3 強靱化のための推進方針

(1) 地域の特性を活かした土地利用の推進

都市部と農村部のバランスを図りながら、産業適地の確保や商業、サービス業等によるにぎわいの場の創出などの土地利用を推進し、市全体の活力向上に努めます。

また、自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、都市計画法等の改正がされたことから、防災・減災に向けた安全安心な土地利用についての検証を進めます。

(2) 再生可能エネルギーの推進

市施設に加え市民・事業者に対し、太陽光発電システムや蓄電池の設置、バイオマス発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入等を推進します。

(3) 市内事業者に対する支援

市内中小事業者の経営の安定と事業の発展を促進するため、必要な資金の融資あっせんなどを行うとともに、保証料や支払利子に対する財政支援を行います。

また、既存の商業施設や商店の経営継続を支援するとともに、新たに起業する者やチャレンジ意欲のある事業者に対する経営面や販路拡大への支援を強化します。

(4) 就業支援の充実

加須市ふるさとハローワーク、埼玉県及び加須市シルバー人材センターなどの関係機関と連携した身近でより多くの就労相談・職業紹介などのできる場の確保や、国・埼玉県の経済対策や雇用創出関連事業の積極的な活用など、様々なニーズに応じた市民の就業を支援します。

また、事業者側からの求人に対しても、関係機関等と連携して市民の就業支援を推進します。

(5) 生活支援の推進

災害時等において、市民一人ひとりが様々な影響を受けながらも、安心して生活を続けていけるよう、必要な支援を講じます。

4-1-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市環境基本計画	加須市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市産業振興プラン	加須市の雇用の創出、商業や地域経済の活性化を図るための具体的な取組を掲げた計画

4-1-5 K P I (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
ふるさとハローワークを活用した就職者数	427 人	480 人	
シルバー人材センター会員数	1,002 人	1,150 人	

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-2 農業の生産力が大幅に低下する事態

4-2-1 想定されるリスク

- ・災害の発生により、生育していた農作物の収穫量が大幅に低下します。
- ・農地の被災や農業用施設の損壊等により生産の継続が困難になり、農業生産力が大幅に低下します。

4-2-2 脆弱性の評価

(1) 農地の機能回復、農業基盤の復旧

- ・河川の氾濫等により農地に土砂や稲わらなどが流入し堆積した場合、早期に土砂等を撤去し、農地の機能回復を図る必要があります。
- ・大雪による農作物や果樹の被害、ビニールハウス等の倒壊の恐れがあるので、適時の点検や除雪が必要です。
- ・被災により発生した土砂や稲わら、農業用廃ビニール、農業用設備等の産業廃棄物について、適正に処理する必要があります。
- ・農業者において、ビニールハウス等の農業用施設の定期的な整備点検を実施し、破損等危険箇所の平時からの適切な維持管理や、適期の補修・修繕等により機能保持及び長寿命化を図る必要があります。
- ・農業用水利施設などの農業基盤について、平時からの適正な維持管理や、老朽化対策として適期の補修・修繕を行う必要があります。

(2) 営農再開の支援

- ・災害発生に伴う営農環境の悪化等により影響を受けた農業者に対して、復旧支援や金融支援に取り組むとともに、農地及び農業用施設等の復旧に取り組む必要があります。
- ・気候変動や自然災害等に伴う農産物価格の乱高下による農業者の負担を軽減する必要があります。
- ・家畜の感染症等が発生した場合、迅速な情報収集ができるよう初動体制を整備し、適正な支援に取り組む必要があります。

4-2-3 強靱化のための推進方針

(1) 被災による農業用廃棄物の処理

災害土砂等を農地から早期に撤去し農地の機能回復を図るため、災害の規模及び被災状況に応じた土砂等の処分方針を定めるほか、関係機関との連携し災害土砂等の処理・処分を支援します。

また、農業用ハウス等の災害防止対策を推進するとともに、被災時に発生した農業用廃ビニール等の廃棄物の処理について、関係機関と連携して適正な処理を支援します。

(2) 良好な生産基盤の確保と適正な維持管理等

農地が有する自然環境の保全、洪水防止・水資源の涵養、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、ほ場整備事業などによる良好な生産基盤の確保や、地域の協働による農地・農業用水利施設等の保全活動等を推進します。

また、災害発生時被害を最小化させるため、農業者による適時点検や関係機関と連携した農業水利施設の平時からの適切な維持管理、適期の補修・修繕により機能保全及び長寿命化に努めます。

さらに、ビニールハウス等の農業用施設の機能保持及び長寿命化への支援を行います。

(3) 農業経営に対する支援

営農活動を再開する農業者に対して、被災した農地や農業用施設等の復旧に要する支援を行い、被災した農業者の速やかな営農再開を支援します。

農業経営の安定を図るための経営所得安定対策等を推進し、損失を受けた農業者への迅速な支援を行うほか、災害や価格の変動に備え、収入保険制度等の周知及び活用促進を図ります。

また、家畜の感染症等が発生した場合に備え、平時から埼玉県家畜保健衛生所等の関係機関や畜産農家と連携し、感染症のまん延防止に努めます。

4-2-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市農業振興ビジョン	農業者・市民と行政の協働により、加須ならではの力強い農業を実現するため、具体的な取組方針を示す計画
地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）	集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するために目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する計画

4-2-5 K P I（重要業績評価指標）

名称	現状値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）	備考
多面的機能支払交付金活動組織数	40 団体	40 団体	
経営所得安定対策の国の対象人数	251 人	400 人	

5 生活・経済活動に必要な最低限のライフライン等の確保と早期復旧を図る

5-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態

5-1-1 想定されるリスク

- ・道路・鉄道の施設が被災し、通行・運行の再開の目途が立たない区間が発生し、物資の輸送ができない状態になります。
- ・食料や日用品などの物資が届かず、家庭や店舗等から食材や生活物資が不足します。
- ・生活に必要な物資の輸送や移動のための燃料が不足します。

5-1-2 脆弱性の評価

(1) 災害時備蓄

- ・大規模災害発生時には、備蓄量を超える物資の需要が発生する可能性があり、食材や生活物資、燃料の大幅な不足の発生に備える必要があります。
- ・感染症の拡大に備えて、感染症対策と衛生・感染対策用品の備蓄が必要です。

(2) 市民の防災意識

- ・市民一人ひとりが防災意識をもって、非常食や感染対策用品等の備蓄など、災害時の避難行動に取り組む必要があります。
- ・災害時における備蓄などの防災知識の普及と地域防災力の向上を図るため、市や自主防災組織等による訓練の充実が必要です。

(3) 相互応援・連携体制

- ・民間企業と協定を結び、食料や燃料等の確保に努める必要があります。
- ・自治体間等で相互に災害応急対策等の協力が積極的に得られるよう、広域的な協定の締結を推進するなど、連携を強化する必要があります。

5-1-3 強靱化のための推進方針

(1) 計画的な物資の備蓄の推進

「加須市地域防災計画」に基づき、災害時において避難場所等で必要となる飲料水や非常用食料、生活必需品などの災害用備蓄品の計画的な備蓄を推進します。

感染症対策として、マスク、消毒液等の衛生品の計画的な備蓄を推進します。

(2) 市民の防災力の向上

震災・水害時における必要物資の不足に備え、ハザードマップや災害時に関するパンフレットなどによる周知啓発や防災訓練、防災学習などを充実し、市民一人ひとりに対する災害に対する意識の高揚と非常食や感染対策用品等の備蓄などの対策を促進します。

また、自主防災組織の設立や活動と併せて防災士の活動の支援等により、地域の災害に対する更なる防災力の向上を図ります。

(3) 事業者等との連携

備蓄品や資器材、燃料等が不足するなどの場合に備えて、各種事業者、民間団体との災害時応援協定の締結・維持に努めます。

(4) 広域連携の推進

国や埼玉県、県内市町村、県境隣接自治体で構成する関東どまんなかサミット会議等の災害時相互応援協定を締結している地方公共団体と連携し、災害用備蓄品や燃料の確保等、緊急時における広域的な取組を推進します。

5-1-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画

5-1-5 K P I (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
備蓄食料数	55,610 食	58,980 食	食料備蓄数 (避難場所避難者数 1,198 人 (3食3日分) + 帰宅困難者数 11,968 人 (3食1日分+職員等 (3食3日分))=58,953 食 調整 58,980 食
物資の供給に関する協定締結数	27 件	30 件	

5 生活・経済活動に必要最低限のライフライン等の確保と早期復旧を図る

5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

5-2-1 想定されるリスク

- ・災害の発生により、有害物質等が河川に流出し県水の受水が困難となり、長期にわたって浄水場の取水ができなくなります。
- ・災害の発生により、水道施設や電力供給系統が損傷し、水処理機能や送水機能を喪失し、長期にわたって送水できなくなります。

5-2-2 脆弱性の評価

(1) 水道施設

- ・水道施設の耐震化を図るため、浄水場の施設更新をはじめ、耐震性の低い石綿セメント管の更新のほか、水圧不足解消に向けた配水管の布設替えを継続して実施する必要があります。
- ・市内に分散する水道施設の集中管理体制の強化を図り、震災や水質事故等の災害対策の充実を図る必要があります。

(2) 連携体制

- ・水道施設が被災し、断水が広域に及ぶ場合、本市が所有する給水車及び機材では対応できないため、他水道事業者と連携した応急給水体制の維持強化を図る必要があります。

5-2-3 強靱化のための推進方針

(1) 水道施設の耐震化等

水道施設の耐震化を図るため、浄水場の施設更新をはじめ、耐震性の低い石綿セメント管の更新のほか、水圧不足解消に向けた配水管の布設替えを継続して推進します。

また、将来の水需要に対する安定給水の確保と合わせて、効率的な施設運営を図るため、浄水場の計画的な統廃合を実施します。

さらに、市内に分散する水道施設の集中管理体制の強化を図るとともに、震災や水質事故等の災害対策の充実を図ります。

(2) 災害対応力の強化

災害時の飲料水の確保及び給水活動に必要な応急給水体制の更なる強化のため、他水道事業者との災害対応訓練などの相互応援体制の充実を図るとともに、応急復旧作業の対応強化等の取り組みを実施します。

また、防災訓練・応急給水訓練を実施して地域との連携を含めた効果的な応急給水体制づくりを進めます。

5-2-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市水道ビジョン	10年後の水道事業が目指すべき将来像を設定し、実現するための具体的方策を示した基本計画

5-2-5 KPI（重要業績評価指標）

名 称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備 考
基幹管路耐震適合率	24.6%	25.7%	
石綿セメント管残存延長	48.6 km	18.6 km	

5 生活・経済活動に必要最低限のライフライン等の確保と早期復旧を図る

5-3 ごみ処理、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止による衛生環境の悪化

5-3-1 想定されるリスク

- ・災害の発生により、ごみ処理施設の施設や設備が破損し、長期間、ごみ処理ができなくなります。
- ・生活ごみの大量発生により収集が滞り、市街地にごみがあふれ衛生状態が悪化します。
- ・災害の発生により、下水処理施設が破損し、下水の処理・放流ができなくなり、下水が適正に処理できなくなることから、衛生状態が悪化します。

5-3-2 脆弱性の評価

(1) ごみ処理施設

- ・老朽化したごみ処理施設については、計画的な再編を推進し、適切にごみ収集の継続やごみ処理施設の機能保全を図りながら、搬入されたごみについて、引き続き適正な処理を行っていく必要があります。
- ・災害時において、的確なごみの収集業務が実施できるよう、委託業者と平時から連携する必要があります。
- ・浸水等によりごみ処理施設が被災し機能を失った場合、関係機関と連携した応急的な復旧を実施する必要があります。

(2) 公共下水道施設

- ・公共下水道における汚水処理施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行していることから、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、長寿命化対策に併せた耐震化の実施により施設の良好な状態を保持する必要があります。
- ・浸水等により下水道施設が被災し機能を失った場合、災害の規模によっては、早期の復旧が見込めないため、関係機関と連携した応急的な復旧を実施する必要があります。

(3) 農業集落排水施設

- ・農業集落排水における汚水処理施設については、各 16 処理区におけるそれぞれの施設の稼働年数の経過に伴い老朽化が進行していることから、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、施設ごとの機能劣化に合わせた長寿命化対策を実施することにより施設を良好な状態に保持する必要があります。
- ・浸水等により農業集落排水施設が被災し機能を失った場合、災害の規模によっては、早期の復旧が見込めないため、関係機関と連携した応急的な復旧を実施する必要があります。

(4) 浄化槽

- ・単独処理浄化槽や維持管理されていない合併処理浄化槽の増加は、生活排水の水質浄化機能の悪化や災害による破損等の問題が懸念されることから、合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理への周知啓発が必要です。

5-3-3 強靱化のための推進方針

(1) ごみ処理施設の再編

加須クリーンセンターの基幹改良工事に合わせ、「加須市ごみ処理施設再編計画」に基づき、老朽化したごみ処理施設の統廃合を含めた再編を計画的に進めます。

(2) ごみ処理の業務継続体制の強化

災害発生時における業務継続のために、緊急的に組織的な対応が実施できるよう、関係機関との連携強化を図ります。

(3) 公共下水道施設の適正な維持管理

災害発生時においても適正な汚水処理機能を確保するため、管路や処理施設、ポンプ場等の長寿命化対策に併せた耐震化を実施し、施設の適正な維持管理に努めます。

(4) 農業集落排水施設の適正な維持管理及び再編

災害発生時においても適正な汚水処理機能を確保するため、公共下水道への接続等再編を図るとともに機能診断を踏まえた処理施設の修繕や更新等の長寿命化対策を実施し、施設の適正な維持管理に努めます。

(5) 公共下水道と農業集落排水の業務継続体制の強化

災害発生時における業務継続のために、緊急時に組織的な対応が実施できるよう、災害時の復旧支援協定に基づく関係機関との連携強化を図ります。

(6) 合併処理浄化槽の普及促進

生活排水の適正処理推進及び、公共用水域の汚濁を防止するため、浄化槽整備区域（積極的に合併処理浄化槽を整備する区域）での単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から、より浄化能力が高く生活排水を同時に処理できる合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、法定検査の受検や保守点検、清掃の実施について広報紙等を通じた啓発活動などに努め、各家庭での浄化槽の維持管理の徹底や水質浄化意識の高揚を図ります。

5-3-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市一般廃棄物処理基本計画	資源循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の発生抑制、資源化、適正処理を総合的、計画的に推進するための指針となる計画
加須市公共下水道事業基本計画	下水道事業の計画区域、計画人口、施設計画などを定める計画

5-3-5 KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
公共下水道整備率	97.6%	98.3%	整備面積÷事業計画区域面積×100
浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽普及率	53.0%	84.5%	合併処理浄化槽基数÷(合併処理浄化槽基数+単独処理浄化槽基数+汲み取り便槽基数)×100

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できるよう整備する

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6-1-1 想定されるリスク

- ・ 建築物の倒壊や浸水等、農業施設や産業施設が損壊し、廃棄物が大量に発生します。
- ・ 通常の処理能力では発生した廃棄物の処理が追い付かない状態となり、一時的に保管する仮置き場の設置が間に合わず、廃棄物が被災地の道路や公園等に投棄され、廃棄物があふれる状態となります。

6-1-2 脆弱性の評価

(1) 廃棄物処理

- ・ 災害時に発生する廃棄物については、防疫と地域を通常の状態に回復・復興する観点から、できるだけ迅速に処理を進める必要があります。
- ・ 廃棄物をできる限り分別することにより、資源化と最終処分量の低減を図る必要があります。
- ・ 建築物の解体や災害廃棄物の収集運搬・保管・処理等の作業実施にあたっては、事故・火災予防等の安全性を確保しつつ、大気質や水質、騒音・振動、悪臭等、周辺的生活環境への影響に十分配慮する必要があります。

(2) 連携・支援体制

- ・ 災害時に発生する廃棄物の迅速な処理や仮置場の管理等について、国や埼玉県、周辺自治体、市民や事業者との連携と支援体制の構築を図る必要があります。

(3) 耐震化や空家対策

- ・ 耐震性のない建築物や適切に維持管理されていない空家は、災害発生時にて倒壊や火災による焼失により廃棄物となり、処理量が増加されることから、対策を講じる必要があります。

6-1-3 強靱化のための推進方針

(1) 災害廃棄物の適正処理の推進

「加須市災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模災害発生時における市民の健康への配慮、衛生や環境面での安全安心の確保のため、災害廃棄物の仮置場を確保し、迅速かつ適正に災害時に発生する廃棄物の処理を進めます。

(2) 分別処理とリサイクルの推進

災害時に発生する廃棄物の仮置場への搬入時や倒壊家屋の解体・撤去時等から、可能な限り分別を行うとともに、破碎・選別等により、リサイクル可能なものは、極力リサイクルを図ることで、埋め立てする最終処分量の低減を図ります。

(3) 市民、事業者、他自治体との連携の充実

災害時に発生する廃棄物の分別や仮置場の管理について、リサイクル推進協力会や民間事業者と協力して、できるだけ迅速に支援体制を構築します。

計画的かつ効率的に適正な処理を行うため、国、埼玉県、周辺自治体と連携し、迅速な処理、資源化を推進します。

(4) 建築物の耐震化と空家対策の充実

建築物の倒壊による廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化を促進します。

自治協力団体との協働により空家等の状況把握をするとともに、所有者等への発生予防のための啓発や管理不全な空家等の防止・解消に努めます。

6-1-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市災害廃棄物処理計画	大規模災害時に発生した廃棄物を、適正かつ迅速、円滑に処理するための計画
加須市一般廃棄物処理基本計画	資源循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）の発生抑制、資源化、適正処理を総合的、計画的に推進するための指針となる計画

6-1-5 K P I（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
災害廃棄物処理計画の確認	実施	実施	
災害廃棄物仮置場の必要面積確保	75,300 m ²	70,567 m ² 以上	

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できるよう整備する

6-2 基盤インフラの破損により復旧復興が大幅に遅れる事態

6-2-1 想定されるリスク

- ・災害の発生により、道路や橋りょう等の基盤インフラが破損します。
- ・基盤インフラの破損等により、ライフラインや事業継続、緊急時対応等に支障が発生します。
- ・基盤インフラの復旧を先行することが必要となり、他のインフラ等の復旧・復興が遅れます。

6-2-2 脆弱性の評価

(1) 道路ネットワーク

- ・大規模災害時において、県市内外から被災地域へ救急・救命活動や緊急物資の輸送が、円滑かつ迅速に行えるよう広域的な道路ネットワークの強化を図る必要があります。

(2) 整備強化

- ・大規模災害発生時における基盤インフラの破損等の発生回避・被害軽減に向け、土地区画整理事業の実施、治水施設の整備・減災に向けた取組の強化、道路施設の耐震化等による安全性の向上及び避難経路の整備・通行の確保に取り組む必要があります。

(3) 老朽化対策

- ・道路施設や雨水の排水・貯留施設等の老朽化が進行しているため、大規模災害時においても、十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し、各施設を良好な状態に保持する必要があります。

6-2-3 強靱化のための推進方針

(1) 幹線市道の整備

幹線市道については、近隣市や地域及び公共施設を結び、人・情報・物・産業の活発な交流を支えるため、通過交通の流れをスムーズにし、利便性と快適性を兼ね備えた道路ネットワークを構築するとともに、交差点改良や歩道の確保など、誰もが便利に通行できる、人にやさしい道づくりを「加須市道路網整備計画」に基づき計画的な整備に努めます。

(2) 雨水貯留施設の整備

集中豪雨などによる浸水被害の解消・軽減に向け、水系ごとに広域的な視点から水路等の整備・改修の推進、排水機場及び貯留施設の維持管理等の徹底、県管理河川及び土地改良区管理水路等の整備促進並びに市民との協働による浸水被害軽減対策の推進を基本方針として、浸水家屋の発生ゼロを目指し対策を実施します。

(3) 道路・橋りょう環境の維持・向上

道路・公園等ウォッチャーなどの市民からの情報提供や道路パトロールによって、常に道路や橋りょう等の道路構造物の現況を把握し、緊急性や必要性に応じた道路の補修を行います。

また、市民との協働、民間活力を活かした効率的・効果的な維持管理について検討を進めるとともに、埼玉県や関係機関へ信号及び歩道橋設置などの要望活動を行い、道路環境の維持向上に努めます。

老朽化した橋りょうの安全を確保するため、計画的、継続的な点検を行い、点検結果に基づいた「加須市橋りょう長寿命化修繕計画」により修繕を行い、橋りょうの安全対策を進めます。

(4) 施設の老朽化対策の推進

道路施設や雨水の排水・貯留施設等における老朽化対策にあたっては、利用者の安全安心の確保や、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、各種長寿命化計画に基づき、計画的な点検・調査、維持補修や更新を推進します。

6-2-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市道路網整備計画	本市の道路を計画的に整備し、国・県道を含めた市全体の道路ネットワークを構築するための計画
加須市橋りょう整備計画	橋りょうの長寿命化と耐震化という 2 つの事業を実現するため、各々の整備方針を定めた計画

6-2-5 K P I (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年 度)	備 考
道路網整備計画に基づく整備延長	110m	658m	年間整備延長
橋りょう長寿命化実施数(累積)	12 橋	24 橋	

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できるよう整備する

6-3 長期の広域浸水被害の発生により復旧復興が大幅に遅れる事態

6-3-1 想定されるリスク

- ・台風や発達した低気圧による大量の降雨により、利根川等の一級河川で堤防が決壊し、河川からの水が激しい勢いで住宅地や農地等に流入します。
- ・短時間に集中して降る雨の量が、市管理水路の流末となる河川等の処理能力を超えることで、内水氾濫が発生し、住宅地や産業施設の浸水被害、交通網等の寸断・途絶を引き起こします。
- ・中川や青毛堀川など中小河川の溢水により、内水氾濫が発生し、浸水解消に多大なる時間と労力がかかり、経済活動が停滞して復旧復興に長い期間が必要となります。

6-3-2 脆弱性の評価

(1) 広域浸水

- ・本市は、1947（昭和 22）年 9 月に発生したカスリーン台風によって利根川や渡良瀬川の堤防が決壊し、甚大な被害を受けた経験があることから、国が進める首都圏氾濫区域堤防強化対策や利根川左岸堤防整備をはじめとした利根川や渡良瀬川の治水対策を早急に促進する必要があります。

(2) 内水氾濫

- ・集中豪雨などによる浸水被害の解消・軽減に向け、水系ごとに広域的な視点から水路等の整備・改修の推進、排水機場及び貯留施設の維持管理の徹底、流末にある河川、水路の整備促進並びに市民との協働による浸水被害軽減対策の取組みが必要です。
- ・北川辺地域は、利根川と渡良瀬川に囲まれた「輪中」と呼ばれる地域で、地域内の全ての排水は旧川を経て渡良瀬川に排水されます。通常は水位差によって自然排水できますが、渡良瀬川の水位が旧川の水位より高くなった場合は、水門を閉め北川辺排水機場から強制排水することから、施設の適正な維持管理と計画的な更新等が必要です。

(3) 排水施設

- ・利根川流域の広大かつ甚大な浸水被害を想定し、早期の復旧のための排水作業等の具体的な方法・手順を事前に計画しておくことが必要です。
- ・近年、集中豪雨などに伴う水路溢水や道路冠水による浸水被害が発生していることから、適正な道路管理や排水路の計画的な整備、排水機場と調整池の適正管理、さらに流末となる県管理河川や土地改良区管理排水路の改修など、広域的な視点による内水氾濫対策が必要です。

(4) 浸水被害者

- ・浸水被害者について、財産の喪失や住宅や農地等の被害が甚大となることから、生活再建等の支援体制の構築が必要です。

6-3-3 強靱化のための推進方針

(1) 広域浸水対策の促進

国が進める利根川右岸の「首都圏氾濫区域堤防強化対策」及び利根川左岸の「防災・減災、国土強靱化のための緊急対策」による堤防整備の早期完成と、渡良瀬川右岸堤防整備の事業着手等について国へ強く要望します。

また、発災時の浸水被害による排水作業が円滑に行われ、早期復旧するための具体的な方法・手順を定めた「排水作業準備計画」を、国と連携して策定します。

(2) 内水氾濫対策の推進

集中豪雨などによる浸水被害の解消・軽減に向け、「加須市溢水対策計画」に基づき、水系ごとに広域的な視点から水路等の整備・改修の推進、排水機場及び貯留施設の維持管理等の徹底、県管理河川及び土地改良区管理水路等の整備を促進します。特に北川辺排水機場の施設は、計画的な維持管理等を行います。

市管理水路の流末にあたる中川水系の県管理河川や青毛堀川について、沿川自治体と連携し、流下能力を向上させるための河川改修等を埼玉県へ強く要望します。

東北縦貫自動車道と交差する市道のアンダーパス部分では、集中豪雨時に短時間で道路冠水し、車両が水没する危険性の高い箇所もあることから、東日本高速道路株式会社と連携した情報共有と迅速な通行止め処置を行います。

(3) 水害被災者支援対策の充実

り災証明の迅速な交付体制を整えるとともに、税の減免やごみ受入れの無償化など各種の被災者支援対策を実施するとともに、被災者生活再建支援法や埼玉県・市町村被災者安心支援制度のほか、災害救助法に基づく各種の生活再建や住宅復旧支援などの対策を実施し、被災者支援の充実を図ります。

(4) 防災・減災のための土地利用

頻発・激甚化する自然災害の発生を機に、防災・減災のための適切な土地利用を誘導するため、民間の土地開発については、十分な地域住民や開発事業者等の理解と協力の下、計画的で良好な住環境の形成を推進します。

6-3-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市溢水対策計画	溢水被害の早期解消を図るため、計画的・効果的な市管理水路や道路側溝の整備を推進するための計画。また、関係する県管理河川や土地改良区管理水路の整備促進なども含めた総合的な計画

6-3-5 K P I (重要業績評価指標)

名 称	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年 度)	備 考
建物浸水被害件数	0 件	0 件	
溢水対策計画に基づく対策が完了した割合	86%	100%	

6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できるよう整備する

6-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

6-4-1 想定されるリスク

- ・災害についての誤った情報が広範囲に広まり、市のイメージが悪化します。
- ・市内で生産される農産物、工業品等において、誤認識や偏見、危険性に対する過剰反応等の風評が広まり、生産、販売に支障が生じます。

6-4-2 脆弱性の評価

(1) 情報発信

- ・災害についての正確な被害情報等を収集し、情報を適時かつ的確に提供することにより、誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐ必要があります。

(2) 事業者支援

- ・被災後に速やかな経営再開ができるように備えるとともに、様々な手法により優れた特産品の安定性や安全性を支援する必要があります。

(3) 意識啓発

- ・平時から市民の郷土への「誇り」や「愛着」の醸成を図る必要があります。
- ・本市の魅力を広く全国に向けPRし、多くの人に本市を知ってもらう必要があります。

6-4-3 強靱化のための推進方針

(1) 正確な情報発信

地理的な誤認識や危険性に対する過剰反応等による風評被害を防ぐため、災害についての正確な被害情報等を収集し、正しい情報を適時かつ的確に発信する体制を整備します。

(2) 監視測定の実施

環境の監視測定体制の整備を推進するとともに、埼玉県との連携による大気や水質、自動車交通騒音、放射能などの定期的な監視測定を実施し、その結果を速やかに市民に公表します。

(3) 特産品等の支援

米、トマト、きゅうり、なすやいちごなど優れた市内産農産物のPRを強化するとともに、「かぞブランド」認定による農産物等のブランド化、6次産業化及びエコ農業などによる付加価値化を促進し、併せて被服・縫製や製麺、酒造、藍染めなどの伝統工芸など、地域に根ざした地場産業の振興を促進します。

(4) 地域社会の振興と郷土愛の醸成

市内事業所や各種団体をはじめ、交通・観光関連企業等と連携し、観光推進体制の強化を図り、本市の観光資源を活用した市のPRを推進し、本市に多くの人を呼び込むことによって観光振興や産業振興につなげ、地域社会の発展と振興を図ります。

市民一人ひとりが家族や地域のつながり・愛着を深められるよう、「家族・地域の絆推進運動」を推進しながらふるさとづくりを進めていくとともに、地域の特色を活かした他の自治体との交流を通して、相互理解と友好親善を深め、市民の郷土への誇りや郷土愛の醸成を図ります。

6-4-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市環境基本計画	本市の環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進を図るための基本計画
加須市誘客促進ビジョン	本市における観光振興の意義・目的及び方向性を示し、地域特性を活かした観光のまちづくりを推進するための指針となる計画
加須市農業振興ビジョン	農業者・市民と行政の協働により、加須ならではの力強い農業を実現するため、具体的な取組方針を示す計画

6-4-5 KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
環境の監視測定の実施回数	13回	13回	ダイオキシン類、大気、河川、自動車交通騒音の測定回数
観光入込客数	1,853,486人	2,256,000人	

7 協定自治体等の機能・復旧を支援する

7-1 協定自治体等の機能が麻痺・停止とともに、避難者対応等に支障をきたす事態

7-1-1 想定されるリスク

- ・本市協定自治体で大規模災害が発生し、庁舎・公共施設が被災し、行政機能が麻痺するとともに、避難場所運営ができず、避難者への対応に支障が生じます。
- ・被災自治体との協定に基づく応援体制に遅れが生じ、被害が広がります。
- ・多数の帰宅困難者が発生します。

7-1-2 脆弱性の評価

(1) 連携関係

- ・平時から、災害時応援協定締結自治体と連携を図り、災害時の対応を協議する必要があります。

(2) 避難者受入

- ・被災者を受け入れる体制を整える必要があります。
- ・避難場所の確保と生活環境を設備する必要があります。

(3) 帰宅困難者

- ・帰宅困難者のための、一時的な滞在場所の確保と食料等の支援が必要です。

7-1-3 強靱化のための推進方針

(1) 災害時相互応援協定の推進

大規模災害発生時において、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、自治体間における災害時相互応援の協定締結を推進します。

(2) 応援体制の整備

平時から、協定自治体と相互交流による相互理解と友好親善を深めつつ、災害時における対応を協議し、災害発生時には、災害時相互応援協定に基づく応援要請により、食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資器材の提供や職員の派遣を、迅速に実施できる応援体制を整備します。

(3) 被災者受け入れ体制の整備

災害時相互応援協定に基づき、被災者の受け入れを迅速に実施できるよう、小中学校や市民体育館、文化・学習センター等の公共施設の避難場所の整備や運営体制の整備に努めます。

受け入れる避難施設の耐震化や設備の整備とともに、食料等の生活必需品等の備蓄を計画的に実施します。

(4) 帰宅困難者の支援

帰宅困難者の一時滞在施設や食料等の生活必需品等の提供と、適時正確な情報を提供し、帰宅等への支援を実施します。

7-1-4 関連計画・指針

関連計画・指針名	趣旨
加須市地域防災計画	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市学校施設長寿命化計画	学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、計画的な改修を行い、求められる機能・性能を確保するための計画

7-1-5 KPI（重要業績評価指標）

名称	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	備考
自治体間災害時相互応援協定数	10件	12件	
姉妹都市・友好都市との交流活動実施回数	18回	18回	

第3章 計画の推進と見直し

1 推進体制

全庁横断的な体制のもと、計画を推進します。

また、地域の強靱化に向けて、国や埼玉県、近隣市町、関係事業者、市民などとの連携、協力を促進するとともに、地域コミュニティの活性化や民間資金の活用など、平時から関係構築を進めて、効果的な施策の実施に努めます。

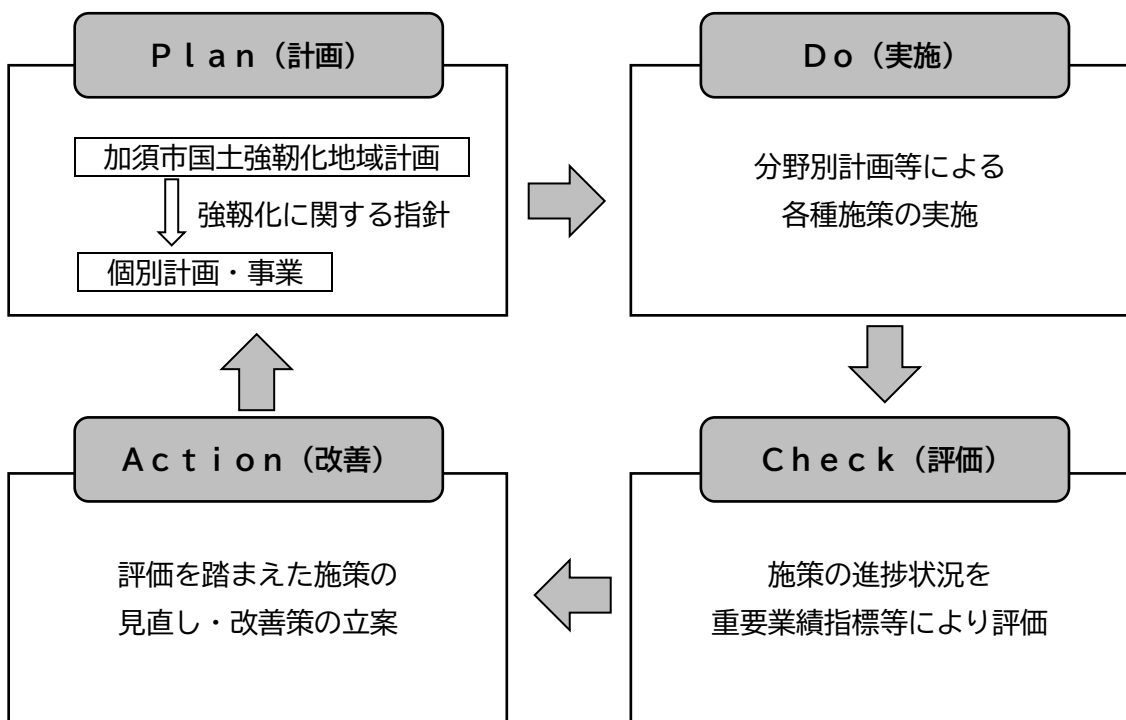
2 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国や埼玉県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、適宜見直しを検討します。

なお、本計画は、本市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び修正などの時期に合わせて、必要な検討を行い本計画との整合を図ります。

3 計画の進捗管理

計画を着実に推進するため、毎年、加須市国土強靱化地域計画アクションプランを作成し、各施策や関連事業などの進捗状況を把握するなど、定期的なフォローアップを行い、それらの成果を踏まえ、本市での予算化や国・埼玉県・関係機関などへ働きかけを行うなど、施策の推進につなげるPDCAサイクルを構築します。



★用語解説

用 語	内 容
溢水（いっすい）	堤防のないところで河川の水があふれること。
エッセンシャルワーカー	必要不可欠な仕事を担う労働者のこと。
開析谷（かいせきたに）	氷河時代に浸食され形成された谷のこと。
加須市総合振興計画	加須市総合振興計画とは、本市が策定する総合的なまちづくりの計画であり、健康・福祉・医療・防災・教育・産業・環境・都市計画・道路など、市政のあらゆる分野の方針を示す計画のこと。 第2次加須市総合振興計画は、目標年度を令和12年度として定め、計画期間を令和3年度からの10年間とし、『基本構想』、『基本計画』により構成される。
加須市・羽生市水防事務組合	加須市及び羽生市をもって組織される利根川右岸及び左岸並びに渡良瀬川右岸の水防に関する事務を処理する組織のこと。
加須市防災ノート	小中学生を対象とした防災教育教材のこと。
かぞホッとメール	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、不審者情報などの防犯に関する情報をはじめ、防災や子育て、就業支援などの様々な情報を、あらかじめ登録いただいた市民の方に、希望する情報を届けるサービスのこと。
関東どまんなかサミット会議	加須市、茨城県古河市、栃木県栃木市、小山市、野木町、群馬県板倉町で構成される、関東4県の県境に位置する隣接自治体が相互に協力・連携することで、魅力ある圏域の形成を目指す組織のこと。
クラウド	コンピューターの利用形態のひとつ。サーバーや記憶装置などのインフラ機能をインターネットなどのネットワーク経由で提供するサービスのこと。
災害対策情報収集室	災害時に迅速・的確な情報を基に災害対策本部で協議し、最終的な意思決定を行うために必要な情報を収集する組織。複数の気象情報等を総合的に把握していくほか、関係機関、部署、避難場所等と本部との情報連携を円滑に行うとともに、避難情報発令等の検討を行う。
埼玉東部消防組合	加須市、久喜市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町の4市2町で構成され、共同で消防事務を行う一部事務組合のこと。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。
首都圏氾濫区域堤防強化対策	利根川上流部右岸における、堤防の浸透に対する安全性を確保するための堤防拡幅による堤防強化対策のこと。
水防団	水防法第5条の規定により設置される水防に関する防災組織のこと。
多様な情報伝達手段	防災行政無線、防災ラジオ、防災アプリ、市ホームページ・SNS、広報車、かぞホッとメール、広報紙、チラシによる周知手段のこと。
防災・減災、国土強靱化のための緊急対策	防災・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持の観点から、特に緊急に実施すべきソフト・ハード対策のこと。

用 語	内 容
内水氾濫	集中豪雨等により排水路に多量の雨水が流入し、処理しきれず、道路や宅地に浸水被害が発生すること。
微地形	生物－微生物という対照での「微」のように地形一般より微小なものではなく、大地形－中地形－小地形－微地形という階層構造に位置づけられる、あるスケールをもった 地形分類単位あるいは地形的特徴を指す。
防災アプリ	防災アプリは、ハザードマップ、避難情報や避難場所開設情報などをスマートフォン上で確認できるアプリのこと。
防災ラジオ	防災ラジオは、市内に住所を有し、かつ、居住している世帯（住民票のある世帯）などに無償で貸与される防災行政無線の放送が聞こえるラジオのこと。
埋没ローム	粘性質の高い土壌で、地下に埋没した地層のこと。
防災士	特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した「自助・共助・協働」の原則に基づき、社会の防災力向上と減災活動に貢献する知識と技能を持った市民のこと。
スフィア基準	災害や紛争の被災者が人間らしく尊厳ある生活を送るために、人道支援で満たされるべき国際的な「最低限の基準」のこと。

第2次加須市国土強靱化地域計画

発行年月：令和8年3月

発行：加須市

編集：加須市環境安全部危機管理防災課

〒347-8501

埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

電話 0480-62-1111

FAX 0480-62-1934

メール kikibosai@city.kazo.lg.jp